

平成29年度 大東市教育委員会

3月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成30年3月26日（月） 午前10時00分～午前11時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- ・ 教育長 亀岡 治義
- ・ 教育委員 花田 真理子
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 太田 忠雄

4. 出席説明員（15名）

- ・ 学校教育部長兼教育政策室長 品川 知寛
- ・ 学校教育部指導監 岡本 功
- ・ 生涯学習部長 南田 隆司
- ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 辻本 雄大
- ・ 生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長 前田 長昭
- ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター一所長 伊藤 晴人
- ・ 生涯学習部次長兼生涯学習課長 田川 愛実
- ・ 学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・ 学校教育部教育政策室課長 田口 誠
- ・ 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・ 学校教育部教育政策室課長 宮田 典子
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 渡邊 良
- ・ 生涯学習部生涯学習課参事 吉田 浩樹
- ・ 北条青少年教育センター一所長 梅本 正直
- ・ 学校教育部学校管理課上席主査 山下 忠宏

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第5号
平成30年度大東市教育委員会事務局職員人事について
- 日 程 第 3 教委議案第6号
大東市教育大綱に係る実施計画について
- 日 程 第 4 教委議案第7号
大東市学力向上強化プロジェクトチーム設置規則を廃止する規則について
- 日 程 第 5 教委議案第8号
大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 6 教委議案第9号
平成30年度大東市公立学校園に対する指示事項について
- 日 程 第 7 教委議案第10号
大東市就学援助規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 8 教委議案第11号
平成30年度大東市奨学生の選定について
- 日 程 第 9 教委議案第12号
平成30年度大東市社会教育委員の委嘱について
- 日 程 第 10 教委議案第13号
大東市文化財保護審議会委員の解嘱について

- 日 程 第 1 1 教委議案第 1 4 号
大東市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日 程 第 1 2 教委議案第 1 5 号
大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 1 3 教委議案第 1 6 号
平成 3 0 ・ 3 1 年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日 程 第 1 4 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第5号

平成30年度大東市教育委員会事務局職員人事について

平成30年度大東市教育委員会事務局職員人事について次のとおり定める。

平成30年3月26日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成30年度大東市教育委員会事務局の人事異動について、「大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条第1号に該当するため、教育委員会の議決を求める。

※人事案件につき非公開

教委議案第6号

大東市教育大綱に係る実施計画について

大東市教育大綱に係る実施計画を次のとおり定める。

平成30年3月26日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市教育大綱の実現を図るために具体的施策となる実施計画を策定する必要があるため。

大東市教育大綱

平成30年度版

実 施 計 画

大東市教育大綱 平成30年度版 実施計画

大東市教育大綱の実現を図るため、具体的施策となる「実施計画」を次のように定め、計画的な事業実施を行う。

重点1 学力の向上

項目	現状・課題	主な取組・方向性
<p>① 学力向上の強化と学習習慣の定着</p>	<p>○ <u>3ヶ年にわたり学力向上強化プロジェクトチームを編成し、全校訪問指導・学力向上定期講座の開催等、学力向上担当者の育成及び各校への具体的な学校支援を実施してきた。今後は、取組みの整理・重点化が必要であり、学校が主体的にチームを活用し、校内での波及体制を構築することが課題。</u></p>	<p>➤ <u>学校・教職員が主体的に学力向上に向けた取組みを計画し、「授業力向上学校支援チームによる訪問指導」を効果的に活用することで、各校学力向上目標の具現化を図る。合わせて、教員が主体的研鑽を図る場として「大東教員スキルアップ講座」を開設し、学力向上担当者を軸とした校内波及体制の構築を図る。</u></p>
	<p>○ <u>学力向上に向けて個々の児童生徒の課題に正対した取組みを推進するため、大東市共通到達度確認テストをもとに、アシストシート(補充問題集)を効果的に活用している。今後は、全国学力・学習状況調査結果等をふまえた日々の授業改善と、年間を通じた計画的かつ課題に正対した取組みが必要。</u></p>	<p>➤ 「大東市共通到達度確認テスト」を実施し、学力の効果検証に<u>基づく年度内の課題克服を確実に図るとともに、</u>家庭においても学習および学力向上について考える機会を設ける。</p>
	<p>○ <u>各学年で定着すべき学習内容の確実な習得と定着が大切であり、さらに一人ひとりの習得度・定着度を高めていくことが課題。</u></p>	<p>➤ 「大東ステップアップ学習」による反復学習等を実施することで、基礎的・基本的内容について、児童生徒個々に確実な習得を図る。</p>

項目	現状・課題	主な取組・方向性
<p>② 魅力あふれる 教職員による 授業改善・授 業づくり</p>	<p>○ 学力向上の根幹は、児童生徒にとって分かりやすい授業づくりであり、学びを深め、できた実感できるような授業を、魅力あふれる教職員が実践していくことが重要であるとともに、「主体的・対話的で深い学び」を各教科で追究していくことが必要。</p>	<p>➤ <u>児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教職員の一層確かな関わりによる「学び合う」授業づくりを中心とした授業改善研究を推進し、教職員の指導や支援のあり方を振り返り、指導方法の工夫改善を行う。</u></p> <p>➤ 学力について、基礎的学力・応用的学力の両面が同時に伸びるよう、丁寧な教材研究を行い、<u>ねらいの明確化とふりかえりの質を追求した</u>授業を展開する。</p> <p>➤ 教職員が<u>「大東教員スキルアップ講座」等の</u>研修や実践を通じて教育のプロ集団としての自覚を深め、スキルを磨き豊かな人間性と社会性を併せ持ち、教職員自らも主体的に教育活動を実践することにより、一人ひとりの児童・生徒が自分の個性と能力を十分に発揮できる授業を実施する。</p>
<p>③ 家庭の教育力 の向上と子ど もの生活習慣 の改善</p>	<p>○ 「全国学力・学習状況調査」の結果からも生活習慣と学力との相関性が明らかになっているところ。</p> <p>○ 本調査では、携帯電話やスマートフォンの長時間使用や、<u>改善傾向にあるものの家庭学習習慣の定着は未だ課題であり、これらの取組みについて具体的に</u>発信することが必要。</p>	<p>➤ 学校休業日や放課後等における子どもの学習機会の拡充や自学自習力の育成を図るため、「学力向上ゼミ」や「大東・まなび舎」の充実を図る。</p> <p>➤ 「家庭教育支援チーム」による小学1年生全家庭訪問や保護者が気軽に集うことができる「いくカフェ」の学校での開催、地域のイベントとの連携を<u>継続するとともに民間の活用の検討を進める</u>など「大東モデル」の家庭教育支援の充実を図る。</p>

項目	現状・課題	主な取組・方向性
③	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの規則正しい生活習慣と学習習慣の定着を図るためには、すべての教育の出発点である家庭の教育力を高めることが重要。 ○ 保護者が安心して子育ておよび教育を行うための支援強化を図るため、家庭教育支援チーム活動のより一層の推進が必要。 ○ <u>学校・家庭・地域の教育の担い分けの促進に向けた取り組みの検討が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校で取り組むべき内容と家庭で力を入れてもらうべき内容を明確にし、相互の取組みの連携を密にし、児童・生徒の健やかな成長に相乗的な効果が期待できる取組を推進する。 ➤ <u>家庭教育支援の取組や家庭教育に関する積極的かつ具体的な情報発信に努め、家庭教育の重要性の浸透を図る。</u> ➤ <u>学校・家庭・地域の教育の担い分けの促進に向けた取り組みの検討を進める。</u>
④ 体力・運動能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」へ参加し、そこから現れた課題に対する、校種ごと各校ごとの取組の推進を図っており、<u>昨年度に比べ、小学校では男女とも、中学校においては男子の体力・運動能力が向上。</u> ○ 子どもが下校後に運動できる場所の確保として、小学校7校で下校前の時間帯を活用した校庭開放を実施しているが、<u>その安全性確保が課題。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全国体力・運動能力等調査において、児童・生徒の力を如何なく発揮させる。<u>特に府立高等学校体育教員等の協力を得た学校では、結果の向上が図られたため、引き続き外部機関の協力を依頼し、支援体制を構築する。課題が見られる項目については、授業に反映させる工夫を行う。</u> ➤ 子どもが下校後に<u>安全に</u>運動できる場所を確保することについて、街づくりの総合的な取組や社会体育の支援策との連携を今後も図っていく。
⑤ がんばりが評価される学校環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>教員がよいところを認めてくれている、と感じる児童生徒の割合は、年々増加傾向。</u> ○ <u>学校通信は全ての学校が発行しており、学校ホームページによる平均発信件数も増加傾向。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校生活のあらゆる場面で、子どもの良さを認め、集会等を利用して子どもたちのがんばりを称える機会を設けるとともに、学級だより、学校通信、学校ホームページ等を通じて、タイムリーに子どもたちのがんばりや良さを発信していく。<u>「主体的・対話的で深い学び」の推進により高め合う環境づくりを行う。</u>

項目	現状・課題	主な取組・方向性
<p>⑥ 小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ グローバル人材の育成の基盤となる英語に早い段階から触れさせる等、英語教育の機会の拡充と一層の内容の充実が一層必要。 ○ <u>中学校3年生段階で英検3級程度の英語力を身に付けている生徒の育成を図っていくことが必要。</u> <u>(総合戦略:英検3級取得率目標20%)</u> ○ <u>英語教員の授業力は向上しているものの、今後さらに高めていくことが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小学校初期段階からの英語教育推進について、<u>全12校</u>においてフォニックスを取り入れた英語学習を<u>1年生から6年生まで実施し</u>、英語力およびコミュニケーション力の向上を図る。 ➤ 中学校において、教員が英語の授業の<u>半分以上</u>を、英語を使いながら進めていくために、授業力を向上させる必要がある。そのため、研究授業に取り組み、授業の質を高めていく。 ➤ 英語力向上の指標となり、子どもたちの英語学習のモチベーションのひとつにもなる英検取得率等の向上を図るため、<u>大東市版英検(Daito English Trial)を実施し、英検3級に加え、準2級、2級の受検料補助を行う。</u>
<p>⑦ フォーラムの開催等による教育研究の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもたちの笑顔があふれる学校づくり」をめざし、教員が一堂に会して課題や好事例を共有し、優れた取組みの交流の場として、学力向上の充実を図る。 ○ <u>次期学習指導要領を見据え、教科ごと分科会形式による教職員相互の実践交流を図る。</u> ○ 市民、保護者等が参加しやすいテーマや内容の検討とともに、<u>大東市教育ビジョン後期基本計画最終年次に伴い、改めて市として体系的な理念の共有が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもたちの頑張りが継続し、賞賛され、自主的な学びにつながっていくような<u>校区・学校園</u>の取組みや啓発が大切であり、引き続きフォーラムの開催をはじめ、<u>次期学習指導要領を見据え</u>、様々な分野で教育研究を進めるなど、すべての学力段階の子どもの学力を確実に伸ばし、学習意欲の向上につなげる授業づくり、子どものやる気につながる取組みを、一層推進する。

重点2 安全・安心な教育環境の推進

項目	現状・課題	主な取組・方向性
<p>① いじめ・長欠不登校・体罰等への早期かつ適切な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、近年はスマートフォン所持率の年々の増加に伴い、学校では把握しづらいネット上のいじめも心配。 ○ いじめ事案は生命の安全に直結するため、重篤な事案に発展しないよう、特に早期発見・早期対応を徹底させることが重要。 ○ 体罰は、子どもたちの人権の尊重という観点からも絶対に許されない行為である。<u>また教員と子どもたち信頼関係だけでなく学校全体の信頼も損なう原因</u>となるため、その根絶が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いじめ・長欠不登校については、不登校対策事業のほか、学校支援事業での警察OB等による定期的な学校訪問や講話により引き続き未然防止を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、弁護士等の専門家スタッフ等による、保護者も含めた支援が必要な事例への関わり等をさらに推進する。 ➤ 「大東市いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会や学校内での組織的な対応および家庭・地域・関係機関とも連携を図りながら、危機管理体制を構築する。また、積極的な認知に努め、早期の解消を図る。あわせてネット利用の低年齢化に伴い、新たに生じる危険性に対応するため、情報モラル教育をさらに強化する。 ➤ 体罰は絶対に許されないという認識のもと、継続して教職員の意識を高めるように<u>追求し、体罰に至らない生徒指導の在り方について徹底するなど、生徒の成長を促す生徒指導を引き続き促進する。</u>

項目	現状・課題	主な取組・方向性
② セーフティネット機関の充実	○ 子どもたちや保護者等が子ども本人のことや子どもを取り巻く環境について、相談したいときにはいつでも、何でも気軽に相談できる機関の設置は、安全・安心な教育の提供と保証をめざす上で、行政機関としての必須条件であるとの認識のもと、ニーズの多少に関わらず、市民にとっての大切なセーフティネット機関の設置は今後も必要。	<p>➤ 教育相談や適応指導教室(ボイス)等によるセーフティネット機関について、なお一層の周知と、学校との連携や役割の担い分けを図りながら、相談体制と相談機関の一層の充実と工夫を図る。</p> <p>➤ 各校で実施している子どもとの相談についても、教員のカウンセリング技能を高めるために、<u>児童生徒理解のための研修会等</u>、教員対象の研修会の充実を今後も図る。</p> <p>➤ 近年は、保護者を含めた家庭全体への支援が必要なケースも増加しているため、家庭教育支援チームを柱に、福祉機関等、関係諸機関とのより一層の連携を図る。</p>
③ 児童・生徒指導の推進	○ 子どもの問題行動等の減少に向け、エンパワメント研修等を通じて仲間づくりや判断力を高める取組を実施しているほか、 <u>中学校においては生徒理解に努め</u> 成長を促す指導に取り組んでいる。その成果として、全体としての問題行動等は、 <u>平成25年時と比べ、ここ数年は約3分の1に減少し推移。</u>	<p>➤ <u>引き続き、児童・生徒理解を深め、成長を促す指導を促進する。</u></p> <p>➤ 授業や特別活動等、学校生活全般を通じて子どもと子ども、子どもと教員の関係をより一層深め、相互の信頼感を高めることで関係性を強め、問題行動の<u>さらなる減少につなげる。</u></p>
④ 中学校区単位での道徳教育の推進	○ 小学校は <u>今年度から</u> 実施になる「特別の教科 道徳」に向けて、 <u>効果的な年間計画を作成の上、指導にあたる必要がある。</u>	➤ 人としての生き方や社会の在り方について、対立がある場合を含めて多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向をめざす資質・能力を育むために、引き続き中学校区単位で

項目	現状・課題	主な取組・方向性
④	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳の授業研究の推進と、<u>適切な評価が必要。</u> ○ <u>中学校においては、平成31年度から実施の「特別の教科 道徳」実施に向けて、準備を進めていくことが必要。</u> ○ <u>小中学校ともまわりの人々とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養っていくことが求められている。</u> 	<p><u>授業や評価の在り方等</u>研究を推進し、児童・生徒の道徳性を養っていく。<u>中学校においては、授業と評価の両面で研究を推進していく。</u></p> <p>➤ <u>各学校の児童・生徒会活動において主体的なボランティア活動等が充実する等、道徳的実践力につながるような道徳教育の推進を図る。</u></p>
⑤ 学校施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設は、未来を担う子どもたちが日々過ごし、学び・活動する場であるとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たす重要な施設である。 ○ 本市の市立小中学校は、子どもたちの生命を守るために構造部材の耐震化を進めており、現在耐震化率は100%であるが、近年の大規模な地震では、天井材の落下など「非構造部材」の被害も発生しており、その対策が喫緊の課題。 	<p>➤ 学校施設は、施設・設備の老朽化も顕著となっており、非構造部材耐震化事業および老朽改修事業を計画的かつ効率的に施工することにより、これらの諸問題を解決していく取組を推進する。</p>
⑥ 通学路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議したところ。 	<p>➤ 通学路の安全確保に向けた取組を引き続き行うため、子ども安全見守り隊や道路管理者、警察等の関係機関と連携し、子どもたちが安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。</p>

項目	現状・課題	主な取組・方向性
⑦ 給食を柱とした食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食は、学校給食法に基づき安全・安心な給食の提供を第一とし、栄養の摂取のみならず、心身の健全な発達に資するものとして小中学校とも実施。 ○ 食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことを目的として、給食指導や給食を教材とした食育授業など、学校給食の積極的な活用を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小学校から中学校の一貫した給食・食育指導の計画の策定や献立の工夫などを行い、本市における学校給食が学校教育の太い柱となるように、小中学校の連携を深めていく取組を推進する。
⑧ 放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>昼間に保護者のいない家庭の児童を対象とする「放課後児童クラブ」と全児童を対象とする「放課後子ども教室」の一体的な運営を全小学校で実施。</u> ○ 子ども教室の開催回数増やプログラム充実が課題。 ○ <u>青少年教育センターをはじめ、総合文化センター内公民館や、まなび南郷においても居場所づくりに取り組んでおり、その他生涯学習施設の活用も課題。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「放課後児童クラブ」について、基準条例で定める経過措置期限の平成31年度末までに<u>基準に適合した施設整備等</u>を行う。 ➤ <u>「放課後児童クラブ」指定管理者と連携し、地域の方の参画も得ながら、「放課後子ども教室」の開催回数増やプログラム充実に努め、より多くの児童が参加できる体制を整える。また、各生涯学習施設においても放課後の居場所づくりを進める。</u>

重点3 開かれた魅力ある学校づくり

項目	現状・課題	主な取組・方向性
<p>① 小中一貫教育による学校教育の大東ブランドづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>中学校区のめざす子ども像、「自らの将来の姿を描き、意欲をもって学び続ける子ども」として、学校、家庭、地域とともに子どもを育む小中一貫教育を推進する必要。</u> ○ <u>学力向上と豊かな心の育成をめざすため、各教科における9年間で系統立てたカリキュラムを作成する必要。</u> ○ <u>モデル校区として、小中学校教員の交流を通し、小中学校それぞれの良さを融合した系統的な教育を確立するため、十分な検証を実施する必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>2年目となる北条中学校区をモデル校とした『小中一貫教育モデル校プロジェクト』(平成29年～平成31年)は、これまで取組んできたアクセスプランのさらなる拡充や新たに各教科における9年間で系統立てたカリキュラムの作成など、より発展的な取組みを進めていく必要がある。</u> ➤ <u>小中一貫教育モデル校プロジェクト事業の取組みについて、市全体へ発信する必要性があることから、積極的な周知・広報に努めていく。</u>
<p>② 少人数学級の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>子どもたち一人ひとりの学習状況を的確に把握し、個々に応じたきめ細やかな支援ができるよう常に追求していく必要。</u> ○ <u>すべての子どもたちの学力を伸ばしていくために、小中学校において、効果的な少人数学級による指導・授業改善の推進を今後も継続して研究していくことが重要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>子どもたちの状況をしっかりと把握した上でより効果的な少人数指導を工夫することで、さらなる授業改善の取組を進めていく。</u> ➤ <u>独自に少人数学級編制を実施している他市の取組状況や国の調査等について精力的に情報収集をすることで、成果や課題等を把握し、少人数学級編制による教育的効果の検証を継続して進めていく。</u>
<p>③ 地域に開かれ信頼される学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの健やかな成長のためには、子どもを取り巻く社会全体で支援することが必要。 ・ とりわけ、地域の方々との温かいつながりは、子どもたちに地域を愛する心を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>地域総がかりの教育(全世代市民会議、教育コミュニティづくり、地域教育協議会等との連携)を促進し、学校を核として、地域で子どもたちを育てていくという意識を醸成し、地域とともにある学校づくりをさらに推進する。併せて国の「次世代の学校・地域」創生プランに基づく施策の推進を図る。</u>

項目	現状・課題	主な取組・方向性
④ 学校情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域の方に学校を支援し応援していただくためにはタイムリーな学校情報の発信が大切。 ○ 小中学校では「大東学び合いネット」を導入し、教育委員会ホームページから、一括して各校のホームページにアクセスできるシステムを整備。 ○ 市教育委員会広報誌「えがお大東っ子」の発行や各学校だよりの発行を実施。 	<p>➤ 学校ホームページや学校だよりの発信、学校公開等を通じて、学校の様々な取組を理解していただき、地域ぐるみで子どもたちを育てるという意識を醸成する<u>ことのできるような記事掲載の工夫に努める</u>。また、今後もタイムリーな学校情報発信に努め、市教育委員会としても引き続き学校情報の発信を行っていく。</p>
⑤ 地域人材の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの豊かな教育活動のために、小学校でのクラブ活動、中学校での部活動の支援をはじめ、<u>読み聞かせ、外国語活動、放課後学習</u>、総合的な学習の時間など、様々な時間に、地域の方が直接子どもたちを指導。また、学校環境整備(花壇整備・地域清掃等)にも協力頂いているのが現状。 	<p>➤ 地域とともにある学校をめざし、子どもたちや学校のために協力・支援してくださっている地域の方々との継続的なつながりを形成するとともに、自然な感謝の気持ちを表明することのできる子どもたちを育成する。<u>特に小学校において「特別の教科 道徳」が実施されることに伴い、道徳性の育成の中で地域の方々とのつながりや感謝の気持ちの醸成をも図る。</u></p> <p>➤ <u>新学習指導要領の実施に向けて、各校においてカリキュラムマネジメントを推進し</u>、計画的に地域人材との触れ合いが実現できるようにする。</p>
⑥ 多様な体験活動の推進と世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校外の様々な体験活動も子どもたちの豊かな成長にとっては不可欠。 ○ マラソン大会、ドッジボール大会、野外活動センターでの活動、市主催の様々な文化行事や文化教室などへの参加を通して子どもの感性と情操を育む。 ○ <u>子どもに関わる社会教育団体の担い手不足が進む中、子どもの各種活動を支援する新たな方策が必要。</u> 	<p>➤ 子どもたちの積極的な参加を促すために、スポーツ少年団、こども会、青少年協会等の社会教育団体への支援と連携した取組み、また、各種教育的なイベントとの積極的な連携など、子どもと高齢者等との世代間交流の促進も図りながら、バラエティに富む様々な行事の充実を図る。</p> <p>➤ <u>子どもの各種活動のコーディネーターや相談窓口となる民間組織の設置について研究を進める。</u></p>

教委議案第7号

大東市学力向上強化プロジェクトチーム設置規則を廃止する規則について

大東市学力向上強化プロジェクトチーム設置規則を廃止する規則を次のとおり
制定する。

平成30年3月26日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成29年度末をもって学力向上強化プロジェクトチームの設置を終了することに伴い、
本設置規則を廃止する必要があるため。

大東市学力向上強化プロジェクトチーム設置規則を廃止する規則

平成30年3月27日

教委規則第1号

大東市学力向上強化プロジェクトチーム設置規則（平成27年教委規則第1号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教委議案第8号

大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則について

大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成30年3月26日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

相談・訪問チームのグループにサブリーダーを設置することおよびそれに伴うそれぞれの職務に応じた非常勤職員の報酬額を定めるため。

大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則

平成30年3月27日

教委規則第2号

大東市家庭教育支援チーム設置規則（平成28年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「それぞれ3人から4人程度の」を「複数の」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 各グループにリーダーおよびサブリーダーを置くものとする。

第6条に次の1項を加える。

7 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときまたはリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

第9条中「月額280,000円」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第6条第6項に規定するリーダー 月額280,000円

(2) 第6条第7項に規定するサブリーダー 月額140,000円

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大東市家庭教育支援チーム設置規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市家庭教育支援チーム設置規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(地域協議会)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(基幹チーム)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(相談・訪問チーム)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 相談・訪問チームは、小学校区を単位とするグループで組織し、<u>複数の</u>グループ員および基幹チームの構成員1人で構成する。</p> <p>2 前項のグループ員は、家庭教育の推進に熱意があり、前条各号に掲げる活動を適切に遂行する能力を有すると教育長が認める者をもって充てる。</p> <p>3 相談・訪問チームにチーフ1人を置き、第1項に規定す</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(地域協議会)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(基幹チーム)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(相談・訪問チーム)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 相談・訪問チームは、小学校区を単位とするグループで組織し、<u>それぞれ3人から4人程度の</u>グループ員および基幹チームの構成員1人で構成する。</p> <p>2 前項のグループ員は、家庭教育の推進に熱意があり、前条各号に掲げる活動を適切に遂行する能力を有すると教育長が認める者をもって充てる。</p> <p>3 相談・訪問チームにチーフ1人を置き、第1項に規定す</p>

る基幹チームの構成員をもって充てる。

- 4 チーフは、相談・訪問チームを総括するとともに、相談・訪問チームの活動状況を把握し、状況に応じた助言、指導等を行う。
- 5 各グループにリーダーおよびサブリーダーを置くものとする。
- 6 リーダーは、グループの活動を取りまとめるとともに、チーフ、基幹チーム、グループ間およびグループ員相互の情報交換等の役割を担うものとする。
- 7 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときまたはリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 (略)

(関係機関との連携等)

第8条 (略)

(非常勤職員の報酬等)

第9条 支援チームの構成員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として任用された者の報酬および費用弁償は、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の定めるところにより支給し、同

る基幹チームの構成員をもって充てる。

- 4 チーフは、相談・訪問チームを総括するとともに、相談・訪問チームの活動状況を把握し、状況に応じた助言、指導等を行う。
- 5 各グループにリーダー1人を置き、グループ員の互選により定める。
- 6 リーダーは、グループの活動を取りまとめるとともに、チーフ、基幹チーム、グループ間およびグループ員相互の情報交換等の役割を担うものとする。

(会議)

第7条 (略)

(関係機関との連携等)

第8条 (略)

(非常勤職員の報酬等)

第9条 支援チームの構成員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として任用された者の報酬および費用弁償は、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の定めるところにより支給し、同

条例第2条第2項の規則で定める額は、次のとおりとする。

(1) 第6条第6項に規定するリーダー 月額280,000円

(2) 第6条第7項に規定するサブリーダー 月額140,000円

(人権尊重および守秘義務)

第10条 (略)

(庶務等)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

条例第2条第2項の規則で定める額は、月額280,000円とする。

(人権尊重および守秘義務)

第10条 (略)

(庶務等)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

教委議案第9号

平成30年度大東市公立学校園に対する指示事項について

平成30年度大東市公立学校園に対する指示事項を次のとおり定める。

平成30年3月26日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成30年度の大東市公立学校園に対する指示事項を設定し、学校教育の活性化と充実を図るため。

平成 30 年度
大東市公立学校園に対する指示事項

《大東市教育大綱》

「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」
—教育の充実による明日の社会を担う人づくり—

- 重点1 学力の向上
- 重点2 安全・安心な教育環境の推進
- 重点3 開かれた魅力ある学校づくり

《大東市教育ビジョン》

「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」
—学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む—

大東のめざす子ども像

1. 「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな体」を身につけた子ども
2. 「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3. 自分や友だち、家族を大切にし、地域を支える子ども
4. 生涯にわたって、自ら学び続けようとする子ども

平成 30 年度 学校教育の重点

「豊かな学びのための学校力の向上」

情報化やグローバル化の進展、人工知能（AI）の飛躍的な進化に伴い、社会的変化はますます加速度を増し、複雑で予測困難な時代となってきた。このような時代にあつて、子どもたちが様々な変化を前向きに受け止め、他者と協働して課題を解決していくことで、社会や自らの人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されている。

平成29年3月に新学習指導要領が公示され、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校・家庭・地域が共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざして、カリキュラム・マネジメントに努めることが示されている。

このような中、教育委員会や学校園は、すべての子どもが社会の変化に主体的に向き合い、関わり合い、無限の能力や可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるような教育活動を展開し、保護者や市民から信頼を得るために緊張感をもって魅力ある学校園づくりを推進するとともに、「大東市教育大綱」の定める「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」に取り組んでいかななくてはならない。

また、今年度で実施5年目（最終年次）を迎える「大東市教育ビジョン後期基本計画」に定める基本理念、めざす子ども像を踏まえて、全教職員がその具現化に向けての取組みをさらに充実し、成果を明確にする必要がある。

学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に「学校力」を高め、知・徳・体の調和のとれた力を育成するべく、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざして、不断の努力が学校教育を担う私たちに求められている。市内校園の優れた実践を継続・発展させるとともに、全教職員が一致して、学校園全体で組織的な取組みを推進することが肝要である。

とりわけ、学力向上については、学校教育の根幹である授業の一層の充実をめざした教員の授業力の向上が必須である。新学習指導要領の移行実施スタートにあたり、「主体的・対話的で深い学び」の視点で『学び合う授業づくり』による授業改善の工夫を行い、さまざまな研修を通じて切磋琢磨することにより、教員としての専門性を高め、学びの質を一層高めていくことが期待されている。

学校教育が長年積み重ねてきた専門性、つまり「不易」を確かに継承しつつ、今、学校教育に求められている「流行」を的確に把握しながら、教職員自らが『教育は人なり』の矜持と使命感を持って資質・能力の向上に努めながら、教育活動を展開していかななくてはならない。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、オール大東で子どもたちの豊かな学びのための教育活動の推進に努めることを指示する。

1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上

学校園が、幼児・児童・生徒や保護者・地域のニーズに応じた教育活動を行い、市民から頼られる学びの場となるためには、組織として効果的に学校運営を行う体制の確立が肝要である。併せて、教職員が教育公務員としての責務を自覚し、資質と指導力を高めることが要である。

【重点指示事項】

(1) 組織的な学校園運営の推進

① 校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営

校園長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、学校園全体として組織的な取組みを推進すること。また、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付ける等、校園長のマネジメントによる組織体制の確立を図ること。

② 開かれた学校園づくりの推進

各学校園においては、教育活動その他の学校運営について自律的・継続的に改善を行うために、学校評価を実施する等、P D C Aサイクルに基づいた学校経営の推進に努めること。また、学校教育自己診断や学校協議会を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かす等、学校運営体制の整備・充実に努めること。

併せて、「大東学び合いネット」のWebページ等を活用し、学校園の取組みを積極的に発信するなど、家庭や地域と連携した教育活動の展開に工夫すること。

(2) 教職員の資質の向上

① 豊かな人間性と高い専門性をめざして

豊かな人間性と高い専門性を持ち、自ら学び続ける教員をめざし、日々の研究と修養に努め、同僚性を高め、相互に指導力・資質の向上を図ることができる職場環境づくりに努めること。

学習指導・生徒指導・学級経営等が適切に行うことができない教員については、児童・生徒の学習を保障していくためにも、校長・教頭からの指導や同僚からの助言、学校体制としての支援、校内研修、市教委との連携等により改善に努めること。

② 計画的な人材育成の推進

校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成するため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なO J Tの推進に努めること。とりわけ、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導するとともに（「初任者等育成プログラム」平成 26 年 4 月 大阪府教育委員会）、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成及び管理職候補者の養成に努めること。

(3) 教職員のサービスの徹底

① 不祥事未然防止の取組み

すべての教職員が法令を遵守し、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、飲酒運転や個人情報等の紛失等の不祥事の未然防止を図るため、「不祥事予防に向けて自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（平成 22 年 9 月 大阪府教育委員

会)や「大阪府教育委員会服務指導指針」、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」等をもとに指導監督を適切に行い、報道された事案を活用する等日常的な注意喚起や校内研修等の充実に努めること。

② 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底すること。また教職員に対して、「体罰防止マニュアル」(府教育委員会Webページに掲載)、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成29年5月改訂 大阪府教育委員会)等を活用した研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。併せて校内に相談窓口を設置するとともに、様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うこと。

③ 職場におけるハラスメントの防止

「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」、「パワー・ハラスメント」のない快適な働きやすい職場環境づくりを進めるため、「学校(園)におけるセクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(平成29年3月改訂 大東市教育委員会)、「学校(園)におけるパワー・ハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(平成26年4月大東市教育委員会)、「学校(園)における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(平成29年8月 大東市教育委員会)、の趣旨を踏まえ、教職員への啓発や研修に努め、相談窓口を設置するとともに周知すること。

④ 働き方改革

働き方改革の目的は、教職員が本来の業務に専念し、より専門性を高めていける環境づくりに取り組み、学校教育の質の向上を図ることにある。

また、労働安全衛生の観点からも勤務時間の把握に努め、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みを促進し、教職員の健康保持に留意するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進すること。(平成30年1月12日付 大東教委教政第232号 教職員の長時間勤務の縮減について(通知))

2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や、生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他者を思いやる心、規範意識、公共の精神、平和な社会の形成者としての自覚等を養うことが極めて重要である。そのため、あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに認め合い、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる取組みが必要である。

すべての子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる環境づくりを進める上で、「いじめ」、「長欠・不登校」、「暴力行為」等は、学校をあげて未然防止及び早期発見・早期解決に努めるべき極めて重要な課題であり、その予防と解決に向けて、児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導を行うとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制による組織的な対応、関係機関との積極的な連携等を進めることが必要である。

【重点指示事項】

(1) 心の教育・人間関係づくり

① 豊かな心を育む道徳教育の充実

校長の明確な方針のもと道徳教育推進教師を中心に学校が一体となって指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、「特別の教科道徳」（小学校）「道徳の時間」（中学校）を要として教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ること。また、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うこと。その際、問題解決的な学習や体験的な学習等を通して、様々な場面で適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てること。また、適切な評価の研究に努め、小学校においては、児童の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

② 人権教育の推進

人権教育推進計画の作成にあたっては、関係法令及び「大東市人権教育基本方針」「大東市人権教育推進指針」（平成25年3月）等に基づき、幼児・児童・生徒がこれまで学んできた内容や現在の状況等を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとする。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性的マイノリティ等様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。人権教育担当者を置き、推進体制を確立するとともに、経験年数の少ない教職員に対しては人権教育の取り組みや成果を継承できるよう校内外での研修の充実に努め、人権尊重の理念を学校園運営に反映するよう努めること。

また、校園長を中心とし、人権侵害を許さない学校園体制づくりに努めるとともに、差別事象等の人権侵害が生じた場合には迅速かつ組織的に対応すること。

③ キャリア教育の推進

小中連携による9年間を見通したキャリア教育に係る全体計画のもと、児童・生徒が、自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取り組みを推進し、社会的・職業的に自立し、よりよい社会を創っていかうとする態度を養うこと。また、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。

（進路指導）

進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・支援すること。特に中学校では、目標に準拠した評価の説明責任がより求められることを踏まえ、適切な評価規準の作成や評価材料の蓄積等、学習評価の妥当性・信頼性を高める取り組みを推進するとともに、評価活動について組織的な検証改善の取り組みを確実に進めること。また、生徒・保護者へは評価に関わる適切な情報（評価の考え方・評価の仕組み・評価方法等）の提供に努めること。

進路情報や資料を適切に活用し、学校における進路ガイダンス機能の一層の充実を図ること。日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障害のある生徒の卒業後の進路指導にあつては、教職員間の確実な連携のもと、十分な情報提供、説明に努めること。

④ 幼児教育の充実および小学校教育との連携

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して取り組

むことが重要である。小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携や、家庭・地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続が進むよう幼児と児童の交流や保育士・教員等による合同研修や保育・授業参観等を実施し、一層相互理解に努めること。小学校においては、「スタートカリキュラム～学びの芽生えから自覚的な学びへ～」（平成29年3月 大東市教育委員会）の有効な活用に努めること。

⑤ 読書活動の推進

学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を核として、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進するとともに読書環境整備を図り、読書センター、学習センター及び情報センターとして、学校図書館の有効活用に一層努めること。また、学校、公立図書館司書や読書ボランティア等の支援人材と連携を図り、地域における読書活動の拠点としての環境づくりを進めること。

(2) 安心して学べる学校園づくり

① 生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み

問題行動事案の抑制と再発防止に向けては、正しい子ども理解を基盤として、すべての児童・生徒に対して規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質や行動力を高める指導や支援が必要である。そのために、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、情報の共有や方針の決定等、全教職員が一致した生徒指導体制のもとで、組織的に対応することが重要である。また、学級経営や教科指導での指導の一貫性を図り、より多くの教員が児童・生徒一人ひとりに関わる取組みを推進し、事案が生起しにくい環境整備を図るとともに、小中連携による情報交換や取組みの交流に努めること。

問題行動事案が生起した場合は、「大東市版 問題行動への対応チャート」（平成30年4月）の活用等により、全教職員が一致した生徒指導方針と指導体制のもと、毅然とした生徒指導を行い、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等の対応を図ること。その際、状況に応じて警察等関係機関との連携による対応や市の事業等を活用し、専門家や外部人材も含めたチームによる支援・対応を推進すること。

（「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」（平成30年4月））

② いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

いじめは重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」および「大東市いじめ防止基本方針」（平成30年4月改訂）を踏まえ、いじめの防止等に取り組むこと。また重大事態に至る恐れがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告するとともに、市教委と連携を図りながら、事象の態様に応じて関係機関や法律・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを教職員が共通理解し、生起したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず組織で情報を共有するとともに、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応すること。

教育活動全体において、いじめを起こさない集団づくりやエンパワメントの推進

に努めるとともに、早期発見のため、日常より全教職員がアンテナを高くし、子ども理解に努めること。市が実施するアンケート調査に加え、各校独自のアンケート調査や、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用等、各学校の実情に応じた実態把握を行うこと。

近年増加傾向にあるネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動を行うとともに、必要に応じて、市教委との連携により対応すること。

③ 不登校への対応および取組みの推進

日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる場を提供する取組みを推進すること。

長欠・不登校の未然防止のため、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、機を逸することなく家庭訪問を行う等、きめ細やかで適切な対応を図り、早期発見、早期対応に努めること。校内ケース会議等において、具体的な支援方策の検討を行い、不登校指導員、スクールカウンセラー、適応指導教室（ボイス）等を活用すること。児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用するなど学校体制として取り組むこと。

また、中学校入学段階での小中連携を積極的に進めること。

④ 児童虐待の防止に向けて

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している幼児・児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに子ども家庭センター又は市家庭児童相談室等へ通告し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携により継続的に支援すること。

⑤ 危機管理体制の確立と防災教育の充実

子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校園独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を確立し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るとともに常時見直しをすること。特に、地域や通学路での安全確保については、「子ども安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアや警察等関係機関との連携の下、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

また、地震等自然災害を想定した避難訓練の充実を図るとともに、「大東市公立学校園災害対応マニュアル」（平成30年3月改訂）を踏まえて、災害発生時の危機管理に努め、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を充実すること。

3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境

「大東市教育ビジョン」最終年次（後期基本計画5年目）にあたり、「学び合う」授業づくりの視点を踏まえ、より質の高い授業・集団づくりを充実させるとともに、学校園がとなり家庭・地域と力を合わせ、子どもたちの学力の基盤となる生活・学習習慣の向上を図り、ともに育み合う教育環境づくりを推進することが重要である。

【重点指示事項】

(1) 自ら学び、学び合う力の育成

① 学習指導要領の確実な実施

新学習指導要領を見据え、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養うこと。また、新学習指導要領全面実施に向けた移行措置の趣旨・内容等を十分理解するとともに、確実に実施すること。

教育課程の編成は、学習指導要領に即して、適正に行い、学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。

② 授業の質の向上のための組織的な取組みの推進

これからの時代に求められる資質・能力の育成と、一人ひとりの子どもの実態や変化に着目し、すべての子どもにとって「わかる・できる・学習意欲がわく」授業をめざし、校長のリーダーシップのもと、「学び合う」授業づくりの組織的な研究体制を確立すること。そして、全ての学習の基盤となる「言語能力」の育成の充実を図り、単元を見通した計画のもと「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と、さらなる授業の質の向上に不断に取り組むこと。

また、学校として一致した学力向上の方針に基づき、全国学力・学習状況調査や大東市共通到達度確認テスト等を活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握、分析し、学力向上担当者を中心とした、PDCAサイクルを踏まえた具体的・組織的・効果的な取組みに確実につなげること。さらに、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して多様な観点から授業を検証する「授業評価」を活用し、授業改善に努めること。

保護者に対しては、学校の教育課題や取組み状況と成果等について、わかりやすい周知の工夫を図り、積極的な発信に努めること。

③ 学習習慣の定着と学習意欲の向上のために

「早寝・早起き・朝ごはん」「あいさつ」等の望ましい生活習慣の確立や家庭学習習慣の定着のため、必要な情報の積極的かつ具体的な発信を通して保護者や地域と課題の共有化を図り、理解と協力を得ること。また、「大東・まなび舎」や「学校支援事業」等を活用し、学校として自学自習力育成の場の設定や「家庭学習の手引き」等の作成（「ホームワークガイド2016フォーマット」平成28年3月参照）と周知、家庭学習の課題の質的充実等を行い、児童・生徒の学習意欲の向上と学習習慣のさらなる定着を図ること。

④ 英語教育の充実

義務教育終了段階で、簡単な情報や考えなどについて、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすため、中学校区での交流や効果的な研修に努めること。小学校では、英語教材『DREAM』を活用し、英語の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動を充実させ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。中学年においては、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「話すこと」「聞くこと」を通して、英語

で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養い、高学年においては、「読むこと」「書くこと」を加え、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。また、中学校においては英語の4技能をバランスよく指導するとともに、言語活動の充実や指導方法の工夫・改善を図ることを通じて、英語のコミュニケーション能力を高める取組みを推進すること。その際、『英検にチャレンジ!～Daito English Trial～』を有効に活用し、中学校卒業段階で英検3級程度の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ること。

⑤ 小中「連携から一貫」へ

小・中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせた授業づくり、学習規律の確立、生徒指導体制の充実をより一層推進すること。

「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」をはじめ、各中学校区においても、これまでの特色ある小中連携の取組みをさらに深化させ、豊かな心の育成と学力の向上をめざした取組みのさらなる充実を図ること。

⑥ 情報教育の推進

教職員のICT活用・指導力の向上を図り、授業におけるより一層の指導の工夫と校務の効率化及び情報化を進めるとともに、児童・生徒の情報活用能力・情報モラルの育成に努めること。

(2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

特別支援教育を、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものととらえ、学校園全体で組織的な取組みを推進すること。また教育的ニーズを把握し、基礎的環境整備や合理的配慮について適切に対応するとともに校内で共有を図り、通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進すること。さらに、定期的に評価・点検・見直しを行い、指導・支援の充実を図るとともに、一貫した支援が計画的・組織的に行われるよう努めること。新学習指導要領を見据え、支援学級及び通級による指導における教育課程の編成について、一層の充実を図ること。

② ユニバーサルデザインによる授業づくり

発達障害等支援を必要とする児童・生徒が通常の学級にも多数在籍する中、ユニバーサルデザインによる授業づくり、集団づくり、学習環境づくりに積極的に取り組む等、全校的な支援体制のもと、特別支援教育コーディネーターを核として、組織的に教育活動を展開するよう努めること。

(3) 健やかな体を育むために

体育活動に係る事故防止には万全を期すること。また、「新体力テスト」等を活用し、児童・生徒の体力の状況を把握して、体育の授業改善に努めるとともに、学校全体で体力づくりや体育的行事、運動部活動等の体育活動を活性化する取組みを推進することにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力・運動能力の向上に努めること。

教委議案第10号

大東市就学援助規則の一部を改正する規則について

大東市就学援助規則の一部を改正する規則を、次のとおり制定する。

平成30年3月26日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

就学援助の支給費目に入学準備金を創設することに伴い、あらたに生じる用語の定義や申請時期、支給時期を定めるため、所要の改正を行う。

大東市就学援助規則の一部を改正する規則

平成30年3月27日

教委規則第 3 号

大東市就学援助規則（平成11年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童・生徒」の次に「および就学予定者」を加える。

第2条第2号中「児童・生徒の生計」を「児童・生徒または就学予定者の生計」に、「当該児童・生徒」を「これらの者」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから大東市立小学校に就学する者をいう。

第2条に次の2号を加える。

(4) 世帯員 児童・生徒、就学予定者および保護者ならびにこれらの者が属する世帯を構成する者をいう。

(5) 家計の主宰者 世帯員のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額の合計額が最も高い者をいう。

第3条の見出しを「(受給の要件)」に改め、同条第2号中「認めた」を「認める」に改め、同号ア中「家計を主宰している」を「家計の主宰者である」に改め、同号イ中「当該年度またはその前年度において、」を「現に」に、「家計を主宰している」を「家計の主宰者である」に改め、同号ウ中「保護者の属する世帯員全員の所得」を「世帯員の所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額」に改める。

第4条第3項中「5月から3月末日まで」を「5月16日から修了式の日まで」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、委員会が特に必要と認めるときは、別に申請期間を定めることができる。

第4条に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第6号に掲げる事項に係る就学援助を受けようとする者は、就学援助費（小学校入学準備金）受給申請書（様式第2号）に必要な書類を添付または提示し、委員会に申請しなければならない。

5 前項の規定による申請は、就学予定者が就学する年度の前年度の1月16日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、別に申請期間を定めることができる。

第5条の見出しを「(受給の認定等)」に改め、同条第1項中「の申請」を「の規定による申請」に、「これを」を「その内容を」に、「認定された者」を「認定した者(以下「受給者」という。)」に、「様式第2号」を「様式第3号」に、「認定されなかった」を「認定しなかった」に、「様式第3号」を「様式第4号」に、「。なお」を「とともに」に、「、当該学校」を「当該学校」に改め、同条第2項中「あたり」を「当たり」に改め、同条第3項中「受給者の」を「第1項の規定による受給の」に改め、同条に次の2項を加える。

4 委員会は、前条第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ受給の可否を認定し、受給者に対しては就学援助費(小学校入学準備金)認定通知書(様式第5号)により、受給を認定しなかった者に対しては就学援助費(小学校入学準備金)不承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

5 委員会は、前項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、民生委員または福祉事務所長に意見を求めることができる。

第6条の見出しを「(援助の種類等)」に改め、同条ただし書きを削り、同条第6号を次のように改める。

(6) 小学校入学準備金

第6条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 中学校入学準備金

(8) 通学費(大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱(平成12年教委要綱第10号)に基づく大東市遠距離児童・生徒通学費補助金の交付を受けていない者に限る。)

第6条に次の3項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育扶助を受けている保護者については、同項第4号および第9号に掲げる事項の範囲に限り就学援助を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、就学予定者の保護者で教育扶助を受けていない者については、前項第6号に掲げる事項の範囲に限り就学援助を行うものとする。

4 第1項第6号または第7号に掲げる事項に係る就学援助の認定を受けた者については、同項第5号に掲げる事項に係る就学援助は認定しないものとする。他市区町村において

同じ趣旨の援助を受けた者についても同様とする。

第7条中「支給額」を「支給の対象となる費用（以下「就学援助費」という。）の額」に改める。

第8条第1項中「第6条第1号から第6号までの就学援助金」を「第6条第1項第1号から第5号まで、第7号および第8号に掲げる事項に係る就学援助費」に、「支給し」の次に「、同項第6号に掲げる事項に係る就学援助費は、就学予定者が就学する年度の前年度の3月末日までに受給者の口座に振り込むことにより支給し」を加え、「同条第7号の医療費については」を「同項第9号に掲げる事項に係る就学援助費は、」に改め、同条第2項中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に、「規定する学校諸費用」を「掲げる事項に係る費用」に、「就学援助金の受領に係る」を「同条第1項第1号から第5号まで、第7号および第8号に掲げる事項に係る就学援助費の受領に関する」に改める。

第9条第1項中「保護者が就学援助費」を「就学援助」に、「大東市から転出したとき」を「児童・生徒または就学予定者でなくなったとき、就学に係る適正な手続きがなされていないと委員会が認めるとき」に、「を受給した」を「の受給の認定を受けたと委員会が認める」に、「全部」を「その全部」に改め、同条第2項中「就学援助金の給付を」を「就学援助費を支給」に、「給付した就学援助金」を「支給した就学援助費」に改める。

別表中「5月」を「5月末日」に、「翌年3月末日」を「翌年の修了式の日」に改める。
様式第1号を次のように改める。

年度就学援助費受給申請書

住所 (自宅)	〒 大東市	フリガナ		判定				
		保護者 氏名		適				
電話番号 (自宅)	() -	連絡先 (携帯等)	- - ()	否				
年1月 1日現在の住所 (自宅)	〒	前年度 就学援助	認定・否認定・ 申請していない	認定年月日 . .				
世帯状況（児童・生徒本人含む）	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(勤務先) または学校名	学年	組	整理コード
	1	世帯主	. .					
	2		. .					
	3		. .					
	4		. .					
	5		. .					
	6		. .					
	7		. .					
	8		. .					
	9		. .					
援助を受けたい理由 (該当するものに○、複数選択可)			振込口座			備考欄		
1 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた。(日付を記入) 【 年 月 日付】□			1 保護者の口座への振込を希望します。					
2 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。(日付と番号を記入) 【支給開始年月： 年 月 日付】□ 【番号： 番号】□			金融機関名 銀行・農協 信金・信組					
3 前年度の収入(所得)が認定基準額以下である。			支店名 支店 出張所					
4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている。 (交付者名を記入) 【交付者名： 氏名】□ 【交付者名： 氏名】□ 【交付者名： 氏名】□			口座番号[普通] □□□□□□□□ 右詰めでご記入ください。					
5 その他、特別な事情がある。 (失業、高額な医療費の支出等) → 裏面に詳細を記入してください。			フリガナ					
			口座名義			受付印		
			2 学校長口座への振込を希望します。			受付番号		
銀行コード			支店コード			※ボールペンで太枠内のみ記入してください。 ※裏面も必ず記入し、捺印してください。 ※特別な事情に該当する方は、裏面の特別事情欄にも記入してください。		

(裏面)

■特別な事情および委任状記入欄

※ 表面の「5 その他、特別な事情がある。」に○をした方は、次の特別事情欄に内容を記入し、捺印してください。

なお、特別な事情が「高額な医療費の支出」の場合は、医療費控除に係る確定申告が必要となります。また、「高額な医療費の支出」以外の事情の場合は、必要に応じて証明書等の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

対象となる事例の例	
家計の主宰者の会社の都合や倒産による失業、世帯員の長期入院または長期療養、災害、高額な医療費の支出等	
特別事情	
	㊟

※ 学校長に就学援助費の受領等を委任する場合は、次の「委任状」に記入してください。

委任状		
年度において、大東市から受ける就学援助費について、その請求、受領、学用品費、その他これに類する費用への支払いおよび返納に関するいっさいの事務を、下記の児童・生徒が在籍する学校の学校長に委任します。		
(あて先) 大東市会計管理者		
		年 月 日
住所		
保護者氏名	㊟	
学校名	学年	児童・生徒氏名
学校	年 組	
学校	年 組	
学校	年 組	

(あて先) 大東市教育委員会		
本申請に基づき新入学学用品費を受給した場合において、他市区町村で入学準備金等を受給していたことが明らかになったときは、新入学学用品費を本市に返還することを誓約します。		
年 月 日	保護者氏名	㊟
次の事項について同意します。		
1. 審査に係る所得金額、住民情報、児童扶養手当の受給状況、他市区町村での入学準備金等の受給状況等の確認のため、関係機関で調査されること。		
2. 学用品費等の支払いが滞った場合は、就学援助費が間接支給扱い(学校長口座振込)になること。		
3. 他市区町村より本申請に係る受給状況について照会があった場合は、その受給状況について本市教育委員会が回答すること。		
年 月 日	保護者氏名	㊟

様式第3号を削る。

様式第2号中

「

学用品費					左記は1年間の支給金額です。年回に分けて支給します。認定月により変わります。
修学旅行費					左記金額の範囲内で支給します。 行事実施後支給します。
林間臨海学習費					
校外活動費(春・秋)					

」

を

「

中学校入学準備金					小学6年生の3月1日時点において就学援助費の受給の認定を受けている場合に支給します。
学用品費					左記は1年間の支給金額です。年回に分けて支給します。認定月により変わります。
修学旅行費					左記金額の範囲内で支給します。 行事実施後支給します。
林間臨海学習費					
校外活動費					

」

に改め、同様式を第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

年度就学援助費（小学校入学準備金）受給申請書

太枠内をボールペン等で記入してください。

申請者（保護者）	住所（自宅）	〒 大東市		
	氏名	印		
	電話番号（自宅）	() -	電話番号（携帯）	() -
	年1月1日の住所（自宅）	〒		

対象児童		大東市立		小学校に入学します。
		大東市立		小学校に入学します。
	私立・国立小学校の受験予定はありますか。（ある ・ ない）			

世帯状況（上記児童を含む。）	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(勤務先)または学校名
	1		世帯主	・ ・	
	2			・ ・	
	3			・ ・	
	4			・ ・	
	5			・ ・	
	6			・ ・	
	7			・ ・	
	8			・ ・	
	9			・ ・	

受付印	
-----	--

受付番号
データ番号

判定	
適	否

(裏面)

援助を受けたい理由 (該当するものに○、複数選択可)

1	生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた。 【 年 月 日付】
2	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。 支給開始年月【 】 番号【 】
3	前年度の収入(所得)が認定基準額以下である。
4	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている。(右に交付者名をご記入下さい。) 【 】 【 】 【 】 【 】
5	その他、特別な事情がある。(会社都合による失業、高額な医療費の支出等) 具体的に記入してください。

振込口座

口座番号[普通] (右詰めでご記入ください。)

銀行	農協		支店							
信金	信組		出張所							

口座名義人

カナ	
氏名	

銀行コード	支店コード

同意書

(あて先) 大東市教育委員会

次の事項について同意いたします。

- ・ 審査に係る所得金額、住民情報、児童扶養手当の受給状況、他市区町村での入学準備金等の受給状況等の確認のため、関係機関で調査されること。
- ・ 小学校入学に係る書類の提出等の所定の事務を行わなかった場合は、本申請が不承認となること。
- ・ 他市区町村より本申請にかかる受給状況について照会があった場合は、その受給状況について本市教育委員会が回答すること。

年 月 日 保護者氏名

印

様式第3号の次に次の3様式を加える。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大東市教育委員会

就学援助費不承認通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費の受給申請については、下記の理由により不承認とすることに決定したので、通知します。

記

1. 理由

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日（大東市教育委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市教育委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

大東市教育委員会

就学援助費（小学校入学準備金）認定通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費（小学校入学準備金）の受給申請については、支給することに決定しましたので通知します。

就学援助費（小学校入学準備金）につきましては、 年3月下旬の予定で、銀行振込みします。振込みに際しては、個別に通知いたしませんのでご了承願います。

記

1 申請番号

2 対象児童名

3 支給額 金 円

注) ◎振込口座等の変更があれば必ず教育委員会まで連絡をしてください。

◎連絡なしで銀行口座を解約された場合は支給できないこともあります。

連絡先：大東市教育委員会

様

大東市教育委員会

就学援助費（小学校入学準備金）不承認通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費（小学校入学準備金）の受給申請については、下記の理由により不承認とすることに決定したので、通知します。

記

1. 理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日（大東市教育委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市教育委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大東市就学援助規則新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育の円滑な実施を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童・生徒および<u>就学予定者の保護者</u>に対する必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) <u>就学予定者</u> 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから大東市立小学校に就学する者をいう。</p> <p>(3) <u>保護者</u> 民法（明治29年法律第89号）による親権を行う者または未成年後見人（これらの者がいない場合（親権を適切に行使していないと大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める場合を含む。）にあつては、児童・生徒の生計を維持し、かつ、当該児童・生徒の学資を負担する者）をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育の円滑な実施を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対する必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) <u>保護者</u> 民法（明治29年法律第89号）による親権を行う者または未成年後見人（これらの者がいない場合（親権を適切に行使していないと大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める場合を含む。）にあつては、児童・生徒の生計を維持し、かつ、<u>当該児童・生徒の学資を負担する者</u>）をいう。</p>

童・生徒または就学予定者の生計を維持し、かつ、これらの者の学資を負担する者をいう。

(4) 世帯員 児童・生徒、就学予定者および保護者ならびにこれらの者が属する世帯を構成する者をいう。

(5) 家計の主宰者 世帯員のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額の合計額が最も高い者をいう。

(受給の要件)

第3条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

(2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準じる程度に困窮していると委員会が認める者

ア 当該年度またはその前年度において、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）

イ 現に、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）

(受給の資格)

第3条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

(2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準じる程度に困窮していると委員会が認めた者

ア 当該年度またはその前年度において、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた者（その者が家計を主宰している場合に限る。）

イ 当該年度またはその前年度において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者（その者が家計を主宰している場合に限る。）

<p>ウ <u>世帯員の所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額の合計額</u>が、委員会が別に定める基準額以下の者</p> <p>(受給の申請)</p> <p>第4条 就学援助を受けようとする者は、毎年度、就学援助費受給申請書(様式第1号)に必要な書類を添付または提示し、委員会に申請しなければならない。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助(以下「教育扶助」という。)を現に受けている保護者は申請を必要としない。</p> <p>3 第1項の規定による申請は、当該年度の<u>5月16日から修了式の日までの間</u>に行わなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、別に申請期間を定めることができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第6号に掲げる事項に係る就学援助を受けようとする者は、<u>就学援助費(小学校入学準備金)受給申請書(様式第2号)</u>に必要な書類を添付または提示し、委員会に申請しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による申請は、<u>就学予定者が就学する年度の前年度の1月16日から同月末日までの間</u>に行わなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、別に申請期間を定めることができる。</p>	<p>ウ <u>保護者の属する世帯員全員の所得の合計額</u>が、委員会が別に定める基準額以下の者</p> <p>(受給の申請)</p> <p>第4条 就学援助を受けようとする者は、毎年度、就学援助費受給申請書(様式第1号)に必要な書類を添付または提示し、委員会に申請しなければならない。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助(以下「教育扶助」という。)を現に受けている保護者は申請を必要としない。</p> <p>3 第1項の規定による申請は、当該年度の<u>5月から3月末日までの間</u>に行わなければならない。</p>
---	---

(受給の認定等)

第5条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ受給の可否を認定し、受給を認定した者（以下「受給者」という。）に対しては就学援助費認定通知書（様式第3号）により、受給を認定しなかった者に対しては就学援助費不承認通知書（様式第4号）により通知するとともに、学校長に対しては当該学校に係る受給者の名簿を送付するものとする。

2 委員会は、前項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、学校長、民生委員または福祉事務所に意見を求めることができる。

3 第1項の規定による受給の認定期間は、別表の区分ごとに規定する開始日から当該年度の末日までとする。

4 委員会は、前条第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ受給の可否を認定し、受給者に対しては就学援助費（小学校入学準備金）認定通知書（様式第5号）により、受給を認定しなかった者に対しては就学援助費（小学校入学準備金）不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

5 委員会は、前項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、民生委

(受給者の認定等)

第5条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、これを審査のうえ受給の可否を認定し、受給を認定された者に対しては就学援助費認定通知書（様式第2号）により、受給を認定されなかった者に対しては就学援助費不承認通知書（様式第3号）により通知する。なお、学校長に対しては、当該学校に係る受給者の名簿を送付するものとする。

2 委員会は、前項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、学校長、民生委員または福祉事務所に意見を求めることができる。

3 受給者の認定期間は、別表の区分ごとに規定する開始日から当該年度の末日までとする。

員または福祉事務所長に意見を求めることができる。

(援助の種類等)

第6条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲において行う。

- (1) 学用品費および通学用品費
- (2) 宿泊を伴わない校外活動費および芸術鑑賞費
- (3) 宿泊を伴う校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 新入学学用品費
- (6) 小学校入学準備金
- (7) 中学校入学準備金
- (8) 通学費（大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱（平成12年教委要綱第10号）に基づく大東市遠距離児童・生徒通学費補助金の交付を受けていない者に限る。）
- (9) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。）

(援助の種類)

第6条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲において行う。ただし、教育扶助を受給している者については、第4号および第7号の範囲に限り援助を行うものとする。

- (1) 学用品費および通学用品費
- (2) 宿泊を伴わない校外活動費および芸術鑑賞費
- (3) 宿泊を伴う校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 新入学学用品費
- (6) 通学費
- (7) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。）

<p>2 前項の規定にかかわらず、教育扶助を受けている保護者については、同項第4号および第9号に掲げる事項の範囲に限り就学援助を行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、就学予定者の保護者で教育扶助を受けていない者については、同項第6号に掲げる事項の範囲に限り就学援助を行うものとする。</p> <p>4 第1項第6号または第7号に掲げる事項に係る就学援助の認定を受けた者については、同項第5号に掲げる事項に係る就学援助は認定しないものとする。</p> <p>他の市区町村において同じ趣旨の援助を受けた者についても同様とする。</p>	
<p>(支給額)</p>	<p>(支給額)</p>
<p>第7条 就学援助の支給の対象となる費用（以下「就学援助費」という。）の額は、毎年度、委員会が決定する。</p>	<p>第7条 就学援助の支給額は、毎年度、委員会が決定する。</p>
<p>(支給方法)</p>	<p>(支給方法)</p>
<p>第8条 第6条第1項第1号から第5号まで、第7号および第8号に掲げる事項に係る就学援助費は、毎年度、原則3回に分けて、受給者の口座に振り込むことにより支給し、同項第6号に掲げる事項に係る就学援助費は、就学予定者が就学する年度の前年度の3月末日までに受給者の口座に振り込むことにより支給</p>	<p>第8条 第6条第1号から第6号までの就学援助金は、毎年度、原則3回に分けて、受給者の口座に振り込むことにより支給し、同条第7号の医療費については、医療機関へ随時支払うことにより支給する。</p>

<p>し、<u>同項第9号に掲げる事項に係る就学援助費</u>は、医療機関へ随時支払うことにより支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、受給者が希望するとき、または<u>第6条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る費用</u>を滞納しているときは、<u>同条第1項第1号から第5号まで、第7号および第8号に掲げる事項に係る就学援助費の受領に関する手続</u>を学校長への振込みにより行うことができる。</p> <p>(援助の取消し)</p> <p>第9条 委員会は、<u>就学援助を必要としなくなった旨の届出があったとき、児童・生徒または就学予定者でなくなったとき、就学に係る適正な手続きがなされていないと委員会が認めるとき、または虚偽その他不正な申請により就学援助の受給の認定を受けたと委員会が認めるときは、受給の認定を停止し、またはその全部もしくは一部を取り消すことができる。</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合において、既に<u>就学援助費を支給しているときは、支給した就学援助費の全部または一部を返還させることができる。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、受給者が希望するとき、または<u>第6条第1号から第4号までに規定する学校諸費用</u>を滞納しているときは、<u>就学援助金の受領に係る手続</u>を学校長への振込みにより行うことができる。</p> <p>(援助の取消し)</p> <p>第9条 委員会は、<u>保護者が就学援助費を必要としなくなった旨の届出があったとき、大東市から転出したとき、または虚偽その他不正な申請により就学援助を受給したときは、受給の認定を停止し、または全部もしくは一部を取り消すことができる。</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合において、既に<u>就学援助金の給付をしているときは、給付した就学援助金の全部または一部を返還させることができる。</u></p>
--	--

教委議案第 1 1 号

平成 3 0 年度大東市奨学生の選定について

大東市奨学貸付条例（平成 2 年条例第 1 3 号）第 4 条の規定により、次のとおり平成 3 0 年度大東市奨学生を選定することについて、教育委員会の議決をもとめる。

平成 3 0 年 3 月 2 6 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀 岡 治 義

理 由

大東市奨学貸付条例（平成 2 年条例第 1 3 号）第 3 条の規定により、申請があった者について、同条第 4 条の規定により、本案を提出するものである。

平成30年度 大東市奨学生申請者名簿

—高校・専修学校等—

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	郵便番号	住 所	電話	貸付希望理由	保護者氏名	保護者氏名	連帯保証人氏名	連帯保証人住所
1	A	—	—	16歳	高校1年生	574-0012	大東市大字龍間	—	経済的理由	—	—	—	—

—大学・短大等—

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	郵便番号	住 所	電話	貸付希望理由	保護者氏名	保護者氏名	連帯保証人氏名	連帯保証人住所
2	B	—	—	19歳	大学1年生	574-0012	大東市大字龍間	—	経済的理由	—	—	—	—
3	C	—	—	18歳	高校3年生	574-0045	大東市太子田	—	経済的理由	—	—	—	—
4	D	—	—	18歳	高校3年生	574-0034	大東市朋来	—	経済的理由	—	—	—	—

平成30年度 大東市奨学生申請者資格適否表

—高校・専修学校等—

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	住 所	保護者氏名	本市民となつた日	保護者氏名	本市民となつた日	貸付希望理由	世帯人員	所得基準額	28年分所得	特別控除後	奨学生資格適否	所得基準適否	否認定理由
1	A	—	—	16歳	高校1年生	大東市南郷町	—	—	—	—	—	4	3,625,000	1,505,600	895,600	適	適	

—大学・短大等—

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	住 所	保護者氏名	本市民となつた日	保護者氏名	本市民となつた日	貸付希望理由	世帯人員	所得基準額	28年分所得	特別控除後	奨学生資格適否	所得基準適否	否認定理由
2	B	—	—	19歳	大学1年生	大東市大字龍間	—	—	—	—	—	4	3,625,000	1,505,600	895,600	適	適	
3	C	—	—	18歳	高校3年生	大東市太子田	—	—	—	—	—	5	4,005,000	-1,293,608	0	適	適	
4	D			18歳	高校3年生	大東市朋来	—	—	—	—	—	2	2,832,000	2,312,000	2,192,000	適	適	

教委議案第 12 号

平成 30 年度大東市社会教育委員の委嘱について

平成 30 年度大東市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

平成 30 年 3 月 26 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市社会教育委員の任期が平成 30 年 3 月 31 日満了するにつき、社会教育法第 15 条および大東市社会教育委員に関する条例に基づき、別紙候補者名簿に記載する者を社会教育委員として委嘱するため。

平成30年度 大東市社会教育委員名簿

(50音順)

所属団体	氏名	ふりがな	備考
大東市こども会育成連絡協議会	石井 薫	いしい かおる	留任
一般社団法人 大東青年会議所	森 崇倫	もり たかのり	新任
四條畷学園短期大学	工藤 真由美	くどう まゆみ	留任
大東市体育協会	大東 豊	だいとうみのる	留任
大東市スポーツ推進委員会	友行 美由紀	ともゆき みゆき	新任
大阪産業大学	谷田 信一	たにだ しんいち	留任
大東市文化協会	西井 久義	にしい ひさよし	留任
大東市公立中学校校長会			新任

任期 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

教委議案第13号

大東市文化財保護審議会委員の解嘱について

大東市文化財保護条例施行規則第22条第3項の規定により、次表の大東市文化財保護審議会委員を解嘱する。

平成30年3月26日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

氏名	所属等	専門分野
市川 秀之	滋賀県立大学	民俗学
岡村 喜史	武蔵野大学	中世仏教史
尾崎 明幸	大阪府文化財愛護推進委員	刀剣技師

教委議案第 14 号

大東市文化財保護審議会委員の委嘱について

大東市文化財保護条例施行規則第 22 条第 1 項の規定により、次表の 8 人を大東市文化財保護審議会委員に委嘱する。

平成 30 年 3 月 26 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

氏 名	所 属 等	専 門 分 野	備 考
天野 忠幸	天理大学	中世史	新任
網 伸也	近畿大学	考古学	新任
市川 秀之	滋賀県立大学	民俗学	再任
植松 清志	大阪府立大学	建築史	新任
岡村 喜史	武蔵野大学	仏教史	再任
尾崎 明幸	大阪府文化財愛護推進委員	刀剣技師	再任
松本 裕	大阪産業大学	都市史	新任
吉原 忠雄	大阪大谷大学	美術史	新任

任期：平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

教委議案第 15 号

大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 26 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

個人貸出しの図書館資料の貸出冊数を増やすことで、市民の教育と文化の発展に寄与し、市民サービスの向上を図るもの。

大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

平成30年3月27日

教委規則第4号

大東市立図書館条例施行規則（平成17年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「8冊」を「10冊」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に手続する個人貸出しについて適用し、同日前に手続する個人貸出しについては、なお従前の例による。

教委議案第 16 号

平成 30・31 年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について

平成 30・31 年度大東市スポーツ推進委員について、次のとおり委嘱する。

平成 30 年 3 月 26 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

委嘱しているスポーツ推進委員が平成 30 年 3 月 31 日に任期満了になることに伴い、スポーツ基本法第 32 条第 1 項の規定に基づきスポーツ推進委員を委嘱するため。

平成30・31年度 大東市スポーツ推進委員候補者一覧

(50音順)

	氏 名	年齢	住 所	継続 (年数)
1	あかぎ あやの 赤木 彩乃	18	京都市	新規
2	ありむら だいき 有村 大起	22	野崎	新規
3	いわき みきこ 岩城 美紀子	43	大野	継続 (10年)
4	うめの まさゆき 梅野 雅之	54	野崎	継続 (16年)
5	おおしろ あきこ 大城 明子	26	東大阪市	継続 (2年)
6	こうの たけあき 河野 壮晃	33	大阪市	新規
7	しもやな けんいち 下築 健一	73	諸福	継続 (33年)
8	たかぎ じゅんこ 高木 淳子	57	津の辺町	継続 (8年)
9	たかくら えいいち 高倉 栄一	58	野崎	継続 (10年)
10	たかはし さら 高橋 咲来	19	野崎	新規
11	つつみ りょうじ 堤 亮二	38	三箇	新規
12	つのだ まさこ 角田 万佐子	51	津の辺町	新規
13	ともゆき みゆき 友行 美由紀	69	緑が丘	継続 (26年)
14	なつだ けいいち 夏田 圭一	52	緑が丘	継続 (8年)
15	なつだ みちこ 夏田 美智子	52	緑が丘	継続 (8年)
16	はしもと さやか 橋本 紗矢香	28	赤井	継続 (3年)
17	ふじた みさ 藤田 美佐	69	諸福	継続 (12年)
18	ほうむら たかこ 法邑 孝子	70	幸町	継続 (12年)
19	みずたに みお 水谷 実誉	26	北条	継続 (3年)
20	もりかわ やすお 森川 安生	61	深野	新規
21	やまぐち なおき 山口 直輝	45	三箇	継続 (3年)
22	やまなか とよこ 山中 豊子	66	緑が丘	継続 (12年)
23	よしかわ くにこ 吉川 久仁子	53	津の辺町	新規
24	よしの むつよ 吉野 睦代	54	北条	継続 (10年)
25	わだ まみ 和田 麻美	44	泉町	継続 (8年)

任期：平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

スポーツ推進委員について

1. スポーツ基本法第32条第2項の規定に基づき、市教委規則に定められています。
2. 大東市非常勤職員となります。
3. 報酬は、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例に基づき月額5,000円とします。
4. 公務のために出張したとき、費用弁償として旅費を支給します。
5. 公務中の災害には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けます。
6. 任期は、2年です。（平成30年度・31年度任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで）

スポーツ基本法 （抜粋）

- 第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
2. スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
 3. スポーツ推進委員は、非常勤とする。

生涯スポーツの推進に向けた役割

1. 地域に根ざしたスポーツ振興
2. 行政と市民とのパイプ役
3. スポーツの場の提供（企画・運営）
4. 新しいスポーツ人口の掘り起し（スポーツに親しむ機会のなかった人々に機会を提供）
5. 健康・体力づくり等の市民ニーズへの対応

8. 一般業務報告

1. 市立幼稚園における預かり保育時間の延長について
2. 大東市教育連絡会設置要綱の一部を改正する要綱について
3. 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果概要について
4. 指定管理者の更新手続きについて

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、3月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員3名、合計4名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第5号「平成30年度大東市教育委員会事務局職員人事について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にしたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、本議案は非公開とし、この後に別途審議することといたします。

次に、日程第3 教委議案第6号「大東市教育大綱に係る実施計画について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第3 教委議案第6号 「大東市教育大綱に係る実施計画について」につきまして提案理由のご説明をさせていただきます。

本実施計画につきましては、大綱中、第5の「重点大綱達成のための主な取組」において、3つの重点大綱に基づきその具体的施策となる「実施計画」を年度ごとに策定し、計画的な施策の取組を推進するものでございます。

したがいまして、今回、教育委員会において本大綱の実現を図るための具体的施策である平成30年度版実施計画を定め、これに基づく計画的な事業等の実施を図ってまいりたいと考えており、本議案を上程させていただくものです。

平成30年度版の実施計画を策定するにあたりまして、教育委員の皆様にお配りしております別途参考資料にありますとおり、今年度の実施計画に基づく各取組状況等についてPDCAを活用した検証を行い、今年度の課題や新たな問題点、また、計画に沿っていない部分等について、今後の改善に取り組むため、これらを今回の実施計画に出来る

だけ反映するよう意図し、策定しております。

併せて、先般開催されました、総合教育会議におきまして、平成29年度教育大綱実施計画に基づく取組状況および平成30年度教育大綱達成に向けた取組についてご議論いただいたこと等を踏まえまして、今回の実施計画案を策定したところでございます。

それでは、実施計画案の1ページをお開きください。重点1学力の向上についてであります。

主に、今回改訂を行ったところを朱書き及び下線にて記載しており、これらを中心にご説明いたします。

まず初めに、①学力向上の強化と学習習慣の定着についてでございます。

これまでの3か年にわたる学力向上強化プロジェクトチームによる学校支援等の検証を踏まえ、これらの取組の整理・重点化が今後必要であり、学校が主体的にチームを活用し、校内での波及体制を構築していくことが課題であることのほか、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた日々の授業改善と年間を通じた計画的かつ課題に正対した取組が必要であるものと認識しており、これらに対応する来年度の主な取組・方向性としましては、新たに立ち上げる授業力向上学校支援チームによる訪問指導を効果的に活用することで、各校学力向上目標の具現化を図るほか、教員が主体的研鑽を図る場として新たに「大東教員スキルアップ講座」を開設し、学力向上担当者を軸とした校内波及体制の構築を図るほか、特に学力の効果検証に基づく課題克服を年度内に確実に進めるよう推進してまいります。

次に2ページ、②魅力あふれる教職員による授業改善・授業づくりについてでございます。

児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員の一層確かな関わりによる「学び合う」授業づくりを中心とした授業改善研究を推進し、指導や支援のあり方を振り返りつつ、ねらいの明確化と振り返りの質を追求した授業展開を推進してまいります。

次に2ページから3ページ、③家庭の教育力の向上と子どもの生活習慣の改善についてでございます。

学力と生活習慣との相関性から、家庭における学習習慣の定着に未だ課題があるものと考えており、学校休業日や放課後等における児童・

生徒の学習機会の充実・支援を図るほか、家庭教育支援の取組について、民間の活用の検討を進めるなど、保護者への啓発や支援の充実を図ってまいります。

次に、④体力・運動能力の向上についてでございます。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果から、今年度では、小学校では男女とも、中学校では男子の体力運動能力が向上しており、引き続き次年度においても府立高校体育教員等の外部機関の協力のもと、支援体制の構築を図るとともに課題のある項目については授業に反映させる工夫にも取り組んでまいります。

次に、⑤がんばりが評価される学校環境づくりについてでございます。

引き続き学校集会等や学級だより、学校通信やホームページ等を活用することにより、子どもたちの頑張りや良さを発信していくほか、主体的・対話的で深い学びの促進により、児童・生徒が相互に高め合う環境づくりをさらに推進してまいります

次に4ページ、⑥小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実についてでございます。

来年度から小学校全校および全学年においてフォニックスを取り入れた英語学習を実施することのほか、中学校英語教員の授業力の向上の推進、英検にチャレンジする「Daito English Trial」についても、英検補助を準2、2級へも拡充してまいります。

最後に、⑦フォーラムの開催等による教育研究の充実についてでございます。

新学習指導要領を見据えた教科ごとの分科会形式による教職員相互の実践交流についても引き続き取り組むなど、さまざまな分野で教育研究を進め、子どもの学力を確実に伸ばし、やる気につながる取り組みを進めてまいります。

続いて5ページ、重点2安全・安心な教育環境の推進でございます。

①いじめ・長欠不登校・体罰等への早期かつ適切な対応および、6ページ、③児童・生徒指導の推進でございます。

引き続きいじめの早期発見、未然防止のため積極的な認知に努め、ネット利用の危険性等についても低学年からの情報モラル教育に取り組むほか、児童・生徒理解に努めつつ、子どもの成長を促す指導を促進し

てまいります。

次に6ページから7ページ、④中学校区単位での道德教育の推進についてでございます。

小学校では今年度から実施の「特別の教科 道德」について、効果的な年間計画を作成のうえ、指導にあたる必要があり、中学校においては平成31年度教科化に向けた準備を進めていく必要があるものと認識しております。併せて、さらなる授業研究と適切な評価の在り方等の研究に取り組み、また、各学校の児童・生徒会活動において主体的なボランティア活動等が充実するなど、道徳的実践力につながるような道德教育の推進を図ります。

次に8ページ、⑧放課後の居場所づくりについてでございます。

「放課後子ども教室」の開催回数を増やすことやプログラム充実に努め、より多くの児童が参加できる体制を整えるとともに、各生涯学習施設においても放課後の居場所づくりを積極的に進めてまいります。

次に9ページ、重点3開かれた魅力ある学校づくりについてでございます。

①小中一貫教育による学校教育の大東ブランドづくりについて、2年目の取組として、アクセスプランの拡充、各教科における9年間を系統立てたカリキュラム作成、本事業の取組について全市的に発信等に取り組んでまいります。

次に、②少人数学級の推進について、より効果的な少人数指導の工夫や授業改善への取組を充実するとともに、少人数学級編成を実施している他市の取組状況や成果と課題を把握し、その教育的効果の検証を今後とも進めるものとしております。

次に10ページ、⑤地域人材の有効活用についてでございます。

特に小学校において「特別の教科 道德」が実施されることに伴い、道德性の育成の中で地域の方々とのつながりや感謝の気持ちの醸成を図ることのほか、新学習指導要領の実施に向けて、各校においてカリキュラムマネジメントを推進し、計画的に地域人材との触れ合いが実現できるようにする取組を進めてまいります。

最後に、⑥多様な体験活動の推進と世代間交流の促進についてでございます。

子どもに関わる社会教育団体の担い手不足が進む中、子どもの各種活動を支援する新たな方策が必要であることから、子どもの各種活動のコーディネーターや相談窓口となる民間組織の設置について研究を進めてまいります。

以上が教育大綱に係る平成30年度実施計画の内容でございます。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

花田委員

2点ご教示ください。

1点目は、9ページにございます②少人数学級の推進で、「少人数学級編成による教育的効果の検証を継続して進めていく」とありますが、現時点で、何か教育的効果について分かっていることがあれば教えてください。

2点目は、10ページにございます⑤地域人材の有効活用で、「新学習指導要領の実施に向けて、各校においてカリキュラムマネジメントを推進し」とありますが、新学習指導要領の実施に向けてとは具体的にどのようなことが考えられるかをご教示ください。

最後に、質問ではございませんが、4ページにございます⑥小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実で、「英検3級取得率目標20%」とありますが、この目標は低いかという印象がございます。目標を20%とした根拠を教えてください。

新井課長

9ページ、少人数学級編成の教育的効果についてのご質問ですが、他市等からの情報収集を行うなかで、子どもたちへ目が行き届きやすいという効果があるとのこと。また、実際に実施しているなかで、もっとこうすれば良かったというような振り返りもあるようですので、より良いものにするため、慎重に調査・研究している状況でございます。

花田委員

振り返ってみて、具体的に何かございますか。

新井課長

実際には色々な話を他市等から聞くなかで、どの学年で行うべきなのかというところがございます。例えば、中学校まで行うべきか、小学校の高学年か、または小学校3年生までで良いのか等、各市町村の考え方を集約している状況ですので、確固たる結論には達しておりません。

花田委員

ありがとうございます。

宮田課長

10ページ、地域人材の有効活用についてのご質問でございます。新学習指導要領におきまして、カリキュラムマネジメントの推進が示されてお

ります。そのなかで、現在学校におきましては、こちらにございますとおり読み聞かせ、外国語活動、放課後学習、総合的な学習の時間などで地域人材を活用しているところでございますが、今まで独立して教科で呼びかけていた方を、カリキュラムマネジメントのなかで、どの部分で地域人材の方にご協力いただければ有効かをしっかりと考えながら行なっていく必要があるというところでございます。

4 ページ、英検 3 級取得率目標 20% についてのご質問でございます。本市の総合戦略において、20% で設定しておりますが、今年度の 3 月末の結果としましては、英検 3 級以上の取得者は 21.8 パーセントとなり、目標を達成いたしました。なお、府では 10.8 パーセント、国では、今年度の結果がまだ出ておりませんので、28 年度では 18.1 パーセントとなっております。いわゆる国が掲げている目標値 50 パーセント以上等というのは、英語教員が自校の生徒の実力を英検 3 級以上相当と判断した割合でございます。そのため、純粋に英検を取得した数値といたしましては、先程お伝えしたものでございます。

花田委員

既に 21 パーセント以上が取得した状況ですので、来年度の目標がそれを下回ることが適当かどうかはいかがですか。

宮田課長

今年度の結果が出たのが先日でございますので、目標値を少し上げてまいりたいと考えます。

亀岡教育長

括弧書きにあるとおり、総合戦略においても、教育に関する項目でこの目標数値を掲げているため、こちらの数値の修正も必要かと考えます。具体的には 20 パーセント台に留まらず、あくまで目標であるため、高みを目指す意識を持てればと考えますので、ご理解いただければと思います。

花田委員

ありがとうございます。Daito English Trial 等さまざまな取り組みを行った結果、総合戦略で掲げている数値を超えたということで、大変素晴らしく、喜ばしいことだと思います。来年度以降、目標数値を上げていけるようよろしくお願いいたします。

太田委員

内容が重複してしまいましたが、4 ページで「英語教員の授業力は向上している」とありますが、具体的にはどういったことですか。

また、3 ページ、④体力・運動能力の向上で「府立高等学校体育教員等の協力を得た学校」とありますが、もう少し詳しく教えてください。

最後に、「校庭開放を実施しているが、その安全性確保が課題」とあります。この安全性の確保を誰が担うかが重要だと考えますが、どのようにお

考えですか。

宮田課長

4 ページ、英語教育のご質問でございます。授業力につきましては、各教員の自己評価や、指導主事が学校へ出向いての授業評価がございます。従来に比べまして、教員主導型の授業ではなく、子どもたちの発話力が格段に増えており、「教員が英語の授業の半分以上を、英語を使いながら進めていく」ということを目標に掲げております。府では、英語の授業を100パーセント英語で行うと掲げていることから、大東市でも半分以上を英語を使って授業を進めることを目標としました。これらにより、従前の英語教員の授業とは進め方が変わっており、内容も充実したものとなっております。

続きまして3 ページ、体力・運動能力の向上に係る府立高等学校体育教員等の協力についてですが、今年度、府立高校の体育教員の協力を得た小学校が3校ございました。諸福小学校が茨田高等学校、四条北小学校が緑風館高等学校、氷野小学校が野崎高等学校の体育教員の協力を得て、実施いたしました。この3校につきましては、調査の結果が昨年比べて概ね上がっております。

太田委員

授業を担当したのでしょうか。

宮田課長

全国体力・運動能力等調査の実施における支援であり、日常の授業を担当していただいたものではございません。

また、校庭開放の実施における安全性の確保につきまして、現在のところ、どの者が担うのかは未定でございます。今後の課題となっております。

田中委員

3つ教えていただきたいです。

1つ目は6 ページ、②セーフティネット機関の充実で「児童・生徒理解のための研修会等」とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。

2つ目は6 ページから7 ページ、④中学校区単位での道徳教育の推進で「適切な評価」とありますが、指導要録の方は記述式での評価方法になると思いますが、実際に30年度からは保護者への学習等の評価の通知に関しては、どのようにされているかを教えていただきたいと思います。

最後に、8 ページの⑧放課後の居場所づくりでございます「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の違いを教えてください。

宮田課長

6 ページの②セーフティネット機関の充実についてのご質問でございます。児童・生徒理解のための研修会といたしまして、今年度実施いたしま

した研修会としましては、スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーを講師に招きまして、児童・生徒の行動等をどう捉えていくか、また生徒指導にどう繋げていくかという研修を実施いたしました。この研修につきましては、非常に重要なものと考えておりますので、来年度も引き続き実施していきたいと考えております。

6ページから7ページの④中学校単位での道徳教育の推進についてのご質問ですが、指導要録については文章表記となりまして、通知表につきましても文章表記となります。学期ごとに評価するか、年間でまとめて評価するかにつきましては、各学校の判断に委ねております。

田中委員

学校によって評価の方法は変わるという認識でよろしいでしょうか。

宮田課長

文章表記につきましては、市として統一しておりますが、学期ごとに評価するか、年間でまとめて評価するかは学校によって異なります。

田川次長

「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」についてご説明させていただきます。

「放課後児童クラブ」については、国の所管は厚生労働省で、内容としましては、保護者が就労等により日中に家庭にいない児童を対象とし、居場所や学習できる場所を提供する事業になっております。利用は有料で、月額利用料6,000円のほか、おやつ代2,000円で、基本的に8,000円の費用をいただいております。また、指導しているのは、厚生労働省の定める研修を受講した放課後児童支援員です。時間につきましては、放課後から午後6時までですが、延長の申請があれば午後7時となっております。土曜日につきましても午前9時から午後5時まで実施しております。

一方の「放課後子ども教室」については、国の所管は文部科学省で、全ての子どもが対象となっており、無料で事業に参加することができます。実施する回数は、各学校週に1～2回程度開催しております。また、指導しているのは、地域のボランティアで、元教員の方が学習教室で指導していただいたり、地域の高齢者の方が将棋教室や昔遊び等を教えていただいているほか、大学生も子どもたちへの指導に携わっていただいております。

これら「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、対象となる児童の範囲と、利用が有料か無料であるかが大きな違いでございます。

田中委員

「放課後子ども教室」については、ボランティアの方によって預かってもらえる時間帯が違うのでしょうか。

田川次長

「放課後子ども教室」については、家庭の代わりに担うものではなく、

学習や文化活動等の子どもの様々な活動の場を提供するもので、学校によって曜日は異なりますが、週に1～2回で1回当たり午後2時間程度、将棋教室や英会話教室等を実施しております。

太田委員

1ページ、①学力向上の強化と学習習慣の定着で「学力向上強化プロジェクトチーム」と「授業力向上学校支援チーム」とありますが、これらのチームはどういう関係でしょうか。

渡邊課長

現状・課題で記載しております学力向上強化プロジェクトチームについては、3年間学力の向上に特化して実施してまいりました。30年度の主な取組・方向性として、授業力向上学校支援チームとし、3年間アドバイザーの方々が取り組んでいただくなかで、学力向上の軸は授業づくり、即ち教員の指導力の向上ではないかということになりましたので、学力向上の課題の整理を行った時に、授業力の向上を集中的に取り組んでいくということになり、まず名称を変更しております。アドバイザーの方々は学力向上強化プロジェクトチームと同じではありますが、これまでの全校訪問では決められた回数の消費が義務的であったため、逆に、学校からのこういった部分を見て欲しいかという希望を出してもらい、アドバイザーの方々が訪問するという方法に変更しております。

太田委員

既に学校からの希望は出ていますか。

渡邊課長

4月の希望調査を行った結果、3校から希望が出てきております。全校校長に伝えていることは、新任の教員に対して訪問の希望を出すものではなく、まず学校長が、年度初めに教員の授業を見渡した後、学校として、このあたりを見て欲しいというものが明確になった段階で、年間を通じて計画的に希望を出して欲しいということでございます。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第7号「大東市学力向上強化プロジェクトチーム設置規則を廃止する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第4 教委議案第7号「大東市学力向上強化プロジェクトチーム設置規則を廃止する規則」につきまして提案理由のご説明をさせていただきます。

今年度までの3年間にわたる学力向上強化プロジェクトチームによる学校訪問支援等の取組につきましては、教育大綱の進捗状況における検証等を踏まえまして、今後は本取組の整理・重点化が必要であることから、平成30年度よりは「学力向上推進事業」において本プロジェクトの趣旨を具現化することにつきまして、今年度第2回総合教育会議におきまして協議・調整を行っていただきましたところです。したがって、本プロジェクトチーム設置規則に基づく学力強化プロジェクト事業は、平成29年度末をもって終了とすることとしたことに伴いまして、本プロジェクトの実施規定となる本規則について廃止するものでございます。

本規則の施行日は、平成30年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

次に、日程第5 教委議案第8号「大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田口課長

日程第5 教委議案第8号「大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則」について提案理由をご説明いたします。

本改正につきましては、平成30年度から相談・訪問チームのリーダーを務めておりますスクールソーシャルワーカーを7名に増員し、全てのスクールソーシャルワーカーを非常勤職員として雇用いたします。そこで、スクールソーシャルワーカーにより担当校数など業務量に差が生じることとなりますことから、相談・訪問チームにサブリーダーを新たに設置するとともに、リーダー・サブリーダーそれぞれの職務に応じて非常勤職員の報酬額を定めることを目的に改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第6条第1項におきましては、相談・訪問チームの各グループの人数について、現状に即した形に改めるものでございます。

また、同条第5項におきましては、相談・訪問チームのグループにサブ

リーダーを置くように改めるものでございます。同条第7項におきましては、サブリーダーの職務について規定を加えるものでございます。

第9条では、リーダーを務める非常勤職員の報酬を月額280,000円、サブリーダーを務める非常勤職員の報酬を月額140,000円と定めるもので、第9条中「月額280,000円」を「次のとおり」に改め、同条第1号に「第6条第6項に規定するリーダー 月額280,000円」、同第2号に「第6条第7項に規定するサブリーダー 月額140,000円」を加えるものでございます。

なお、本規則の施行は、平成30年4月1日からでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

1点教えて下さい。第9条第1項第1号及び第2号に、「第6条第6項に規定するリーダー」、「第6条第7項に規定するサブリーダー」とありますが、両方とも「第6条第5項に規定する」ではないですか。

田口課長

この規則の改正にあたっては、当然ながら、市の法規事務担当と相談のうえで作成しております。第6項及び第7項につきまして、リーダー及びサブリーダーの職務を規定していますので、その職務を遂行する者の月額を定めるということから、これらを引用しているものでございます。

亀岡教育長

わかりました。

他に無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

次に、日程第6 教委議案第9号「平成30年度大東市公立学校園に対する指示事項について」の提案理由の説明をお願いします。

宮田課長

教委議案第9号「平成30年度大東市公立学校園に対する指示事項について」をご説明いたします。

大阪府教育委員会からの「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容を踏まえ、本市における学校教育の状況や課題、市としてめざすところ、また市独自の取組み等を盛り込んで、平成30年度、各学校園において重点的に取り組むべき事項について指示するものです。

主な内容についてご説明いたします。前文をご覧ください。

平成30年度「学校教育の重点」としては、29年度に引き続き、「豊かな学びのための学校力の向上」としております。

情報化やグローバル化の進展、人工知能（AI）の飛躍的な進化に伴う社会的変化は加速度を増し、予測困難な時代の到来の中、子どもたちが変化を前向きに受け止め、他者と協働しながら社会や自らの人生をより豊かなものにしていくことが期待されています。また、公示された新学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実践していくために、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしてカリキュラム・マネジメントに努めることが示されています。

このような中、無限の能力や可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるような教育活動を展開し、保護者・市民から信頼される学校園づくりを、推進するとともに、「大東市教育大綱」の基本大綱の実現に取り組んでいかななくてはなりません。

また、今年度5年目で最終年次を迎える「大東市教育ビジョン後期基本計画」の基本理念、めざす子ども像の具現化に向けた取組みを全教職員で充実させ、成果を明確にする必要があります。

学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に「学校力」を高め、知・徳・体の調和の取れた力を育成すべく、全ての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざして、優れた実践を継承・発展させ、学校園全体で組織的な取組みを推進していくことが肝要であり、とりわけ、学力向上に向けては、「主体的・対話的で深い学び」の視点で『学び合う授業づくり』による授業改善の工夫を行い、教員の専門性を高め、学びの質を一層高めていくことが期待されています。

さらに、学校教育が積み重ねてきた専門性、つまり「不易」を確かに継承しつつ、学校教育に求められている「流行」を的確に把握しながら、『教育は人なり』の矜持と使命感を持って教育活動を展開していくことが必要です。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれの「学校力」をさらに高め、オール大東で子どもたちの豊かな学びのための教育活動の推進に努めることを指示しています。

具体的な内容については、平成29年度と同じく3つの柱立てで構成し

ております。

1 ページ目をご覧ください。

昨年度から比較しての特徴的な部分についてご説明いたします。

「1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上」、【重点指示事項】の(2)教職員の資質の向上として、昨年度は③に「教職員の評価・育成システムの適正かつ効果的な実施」として項を立てておりましたが、システムとして一定定着をみていることから今年度より削除しております。

2 ページ目をご覧ください。

(3)教職員のサービスの徹底として②で「体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み」としてまとめ、今年度の5月に改訂された「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」を活用した研修の実施、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識の醸成を指示しております。

また③でも、「職場におけるハラスメントの防止」として、「セクシュアル・ハラスメント」「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」等の防止、および各ガイドラインを活用しての啓発や研修、相談窓口の設置等を指示しております。

④として新しく「働き方改革」の項を起こしております。教職員が本来の業務に専念し、より専門性を高めていける環境づくりに取り組むとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進することを指示しております。

「2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり」においては、

3 ページ目をご覧ください。

【重点指示事項】の(1)心の教育・人間関係づくりの①「豊かな心を育む道徳教育の充実」のところで、小学校における「特別の教科 道徳」の全面実施を踏まえ、考え議論する道徳、考えを深める学習の推進、適切な評価の在り方について記載しております。

③「キャリア教育の推進」については、大きく変更はございません。よりよい社会の形成者としての態度の育成、キャリア教育の視点での学校教育活動の充実を指示しております。

④「幼児教育の充実および小学校教育との連携」については、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し

て取り組み、小学校以降の生活や学習の基盤の育成としての幼児教育の推進と、小学校においては市教育委員会作成の「スタートカリキュラム」の有効な活用を指示しております。

4 ページをご覧ください。

【重点指示事項】の(2)安心して学べる学校園づくりの①「生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み」においては、内容に大きな変更はなく、文章を整理して示しております。平成30年4月から運用いたします「大東市版 問題行動への対応チャート」「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」についても記載しております。

②「いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み」では、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」および平成30年4月に改訂いたします「大東市いじめ防止基本方針」を踏まえていじめの防止等に取り組むこと、生じたいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず組織で情報を共有するとともに、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応することを指示しております。

5 ページをご覧ください。

③「長欠・不登校児童・生徒の減少に向けて」としておりました項を「不登校への対応および取組みの推進」と変更し、早期発見、早期対応を指示しております。また、中学校1年生での不登校に対応するべく、中学校入学段階での小中連携を積極的に進めることとしています。

④「児童虐待の防止に向けて」⑤「危機管理体制の確立と防災教育の充実」では、語句の補足をしております。

6 ページをご覧ください。

「3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境」では、より質の高い授業づくりをめざし、【重点指示事項】の(1)自ら学び、学び合う力の育成の①として、「学習指導要領の確実な実施」として項を起こし、新学習指導要領全面実施に向けた移行措置の確実な実施、教科等横断的な視点での教育課程の編成を指示しております。

②「授業の質の向上のための組織的な取組みの推進」については、全ての学習の基盤となる「言語能力」の育成の充実、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善への取組みを加えております。

③「学習習慣の定着と学習意欲の向上のために」では、若干の補足をしております。

④「英語教育の充実」においては、小学校で英語教材『DREAM』を活用しての英語教育の推進を図るほか、移行措置に合わせて、中学年、高学年で養うべき力について示しております。

中学校では、『英検にチャレンジ! Daito English Trial』を有効に活用して、中学校卒業段階で英検3級程度の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ることとしています。

7ページをご覧ください。

【重点指示事項】の(2)「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進①「一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実」では、個別の教育支援計画や指導計画の作成を必要に応じて通常の学級においても作成、活用を推進することや、支援学級、通級指導教室の教育課程の編成の充実を求めています。

【重点指示事項】の(4)「健やかな体を育むために」では、児童・生徒の運動習慣を育むことを加筆しております。

以上、長くなりましたが、主な変更、追加をした点について中心に説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

花田委員

1つ教えて下さい。

子ども一人ひとりの状況を的確に把握して、丁寧に指導をおこなうというものが随所に見受けられますが、3ページに④「幼児教育の充実および小学校教育との連携」のなかで、幼稚園から小学校、小学校から中学校というように、子どもがどのように過ごしていたかという状況の引継ぎが困難かと思われませんが、カルテのようなデータを渡していくということが何度か出てきましたが、指示事項のどこかに出ているのかご教示ください。

宮田課長

幼稚園から小学校、小学校から中学校のそれぞれの連携につきましては、非常に重要なことだと考えております。そういったなかで、特に小学校教育との連携を盛り込んでいる理由といたしましては、これまでは、小学校と中学校との連携にある程度重点を置いて努めているところでしたが、幼児教育と小学校教育との連携については、小学校と中学校との連携と比較しますと弱かった部分があるかと考えております。そのため、幼児教育で学んだ姿を小学校へしっかりと引き継ぎ、その基盤のうえに、小学校教育

を積み重ねていくという視点に重点を置きたいと考えていることから、重点指示事項に盛り込んだものでございます。また、先程おっしゃられたカルテ等につきましては、保育園・幼稚園等から要録等が小学校へ提出されますので、取扱いにつきましては、小学校には単に保存するだけでなく、しっかりと活用するよう通知しているところでございます。来年度につきましても、カルテ等を有効に活用しながら、しっかりと小学校教育を充実させていければと考えております。

花田委員

例えば学習面において、つまりいた教科を乗り越えられているかどうかということを、次の学年で把握することは大切だと思いますので、カルテ等の取り組みを進めていただければと思います。一方で、気を付けていただきたいのは、個人情報をいかに守るかということですので、このあたりもよろしくお願いいたします。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第7 教委議案第10号「大東市就学援助規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

辻本総括次長

日程第7 教委議案第10号 大東市就学援助規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。

この規則は、経済的な理由で、児童・生徒の就学を妨げることのないよう保護者に対する必要な援助を行うために設けたものでございます。

それでは、今回の改正の主な箇所につきましてご説明させていただきます。

配布させていただいております、新旧対照表をご覧ください。5ページの第6条第1項第6号及び第7号にて、支給項目を追加しております。第6号では、就学前の児童に対する「小学校入学準備金」、第7号では小学校6年生に対する「中学校入学準備金」の項目を新たに設けました。これは、小中学校入学前の準備物品として、ランドセルや制服等の費用負担が多いため、これまで「新入学学用品費」として入学後の9月に支給していましたが、入学前の3月支給へと支給時期を前倒しすることで、保護者の皆様の経済的な負担軽減を図るものでございます。支給項目の新設のため、

第1条から第9条の条文において、対象者の定義や申請期間、支給時期、各種様式等を定めております。

また、条文・様式中の文言につきまして、近年制定された他の規則等の文言に合わせた適切な文言に改めております。

以上、大東市就学援助規則の一部改正につきましてご説明させていただきました。何卒ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第8 教委議案第11号「平成30年度大東市奨学生の選定について」の提案理由の説明をお願いします。

辻本総括次長

日程第8 教委議案第11号 平成30年度大東市奨学生の選定につきましてご説明いたします。

大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）第3条の規定により、申請があった者について、同条例第4条の規定により、本案を提出するものでございます。なお、配布させていただいた資料につきましては、個人情報保護の観点より、氏名、住所等個人を特定できる情報については一部表記を控えさせていただいておりますのでご了承ください。

資料の「平成30年度 大東市奨学生申請者名簿」のとおり、平成30年度大東市奨学生申請者は、高等学校・専修学校等につき1名、大学・短期大学等につき3名の合計4名の申請がございました。

選定基準に従って審査いたしました結果、次項の資料「平成30年度 大東市奨学生申請者資格適否表」にございますとおり、申請者4名全員につきまして、奨学生としての資格を有し、かつ平成28年分所得が所得基準額を下回っていましたので認定としております。

従いまして、平成30年度大東市奨学生は、次項の資料「平成30年度大東市新奨学生名簿」のとよりの4名となります。

以上、平成30年度大東市奨学生の選定につきましてご説明させていただきました。何卒ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら

お願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第9 教委議案第12号「平成30年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第12号「平成30年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条に基づき、教育委員会が委嘱するものであり、その職務は、同法第17条に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することなどとなっております。

「大東市社会教育委員に関する条例」第3条で、任期は1年と定められ、本年3月31日に任期が満了するため、候補者名簿を提出し、委嘱についてご議決をお願いするものでございます。

議案の2枚目に平成30年度大東市社会教育委員候補者の名簿を掲載しております。8名の候補者は、各団体から推薦していただいております。8名のうち5名の方が留任で、新任の方は、大東青年会議所、大東市スポーツ推進委員会および大東市公立中学校長会からの3名でございます。なお、大東市公立中学校長会につきましては、新年度の体制になってから、中学校長会よりお名前を挙げていただくものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第10 教委議案第13号「大東市文化財保護審議会委員の解嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

黒田参事

日程第10 教委議案第13号「大東市文化財保護審議会委員の解

嘱について」の提案理由をご説明いたします。

文化財保護審議会につきましては、これまで8名の委員で構成されており、平成29年12月15日の審議会において、5名の方の退任と3名の方の再任を確認して、3名の委員につきましては、12月の教育委員会定例会で、平成29年12月25日から平成31年12月24日までの委嘱期間で、ご承認いただきましたが、この度、5名の新任の委員の調整が整い、平成30年4月1日から平成32年3月31日の委嘱期間となるため、3名の方を同じ平成30年4月1日からの委嘱とするため、一旦、解嘱するものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

この議案につきましては、日程第11 教委議案第14号「大東市文化財保護審議会委員の委嘱について」と、一括議題にいたしますので、引き続き提案理由の説明をお願いいたします。

黒田参事

日程第11 教委議案第14号「大東市文化財保護審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。

大東市文化財保護審議会は、大東市文化財保護条例施行規則第22条により、委員の定員は10人以内、任期は2年で、再任を妨げないと規定されております。

この度、新任の方5名、再任の方3名、計8名の方を委嘱するものでございます。

それぞれの方のご専門は表に示してある通りでございます。市内の文化財の保護、継承および活用に関する重要事項を調査、審議、また、文化財行政全般について、様々な視点からご意見等を頂くにふさわしい方々であると思われま。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、議案第13号と第14号に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、それぞれの議案で採決したいと思います。初めに、教委議案第13号「大東市文化財保護審議会委員の解嘱について」の賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

続きまして、教委議案第14号「大東市文化財保護審議会委員の委嘱について」の賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第12 教委議案第15号「大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第15号「大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明いたします。

今回の改正は、個人貸出しの図書館資料の貸出冊数上限を増やすことで、市民の教育と文化の発展に寄与し、市民サービスの向上を図るものでございます。

議案の2枚目の規則（案）をご覧ください。

第5条第1項において、個人貸出しの図書館資料の貸出冊数を、同時に「8冊以内」としていたものを「10冊以内」に改正いたします。

この規則は、平成30年4月1日から施行します。

改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に手続きする個人貸出しについて適用し、同日前に手続きする個人貸出しについては、なお従前の例によるものです。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

近隣市の貸出冊数の状況はいかがですか。

田川次長

大阪府内の公立図書館における貸出冊数上限を調べましたところ、数値が把握できた33団体では、少ないところで5冊、多いところでは30冊で松原市でございました。なお、約半数の団体が10冊となっております。

また北河内各市においては、本市の8冊は最も少ない状況であり、図書館の利用者アンケート等でご要望もあったことから、市民サービスの向上のため、この度、冊数上限を10冊に増やすことといたしました。

亀岡教育長

貸出期間についてはいかがですか。

田川次長

貸出期間につきましては、2週間のままで改正はございません。なお、大阪府内では貸出期間を2週間としている自治体が約8割を占めます。

亀岡教育長

他に無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求

めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認いたします

次に、日程第13 教委議案第16号「平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

前田総括次長

教委議案第16号 「平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

現在30名の委員さんにつきましては、この3月31日をもって、任期が満了となります。これに伴いまして、本年1月9日から2月28日までの間、公募をおこないましたところ、25名の方から応募があり、本市のスポーツ振興に深い理解を持って、委員として熱心に活動していただける方を選考しております。

今回応募された候補者は、男性10名、女性15名でした。内、新任の方が8名、再任の方が17名でございます。定数は40名と定められており、再任も妨げないものとなっております。以上よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、資料につきましては、定例会終了後に回収させていただきます。

花田委員

住所が大東市外の方であっても、大東市内の大学に通っている等で大東市に関連があれば、スポーツ推進委員に応募できるのでしょうか。

前田総括次長

おっしゃるとおりでございます。在勤・在住・在学が応募の条件でございます。

花田委員

もう一点お願いします。候補者の方から提出される応募理由には、スポーツ委員として、このようなことに取り組みたい等の理由をご記入いただくよう周知していただけないでしょうか。

前田総括次長

そのようにさせていただきます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①市立幼稚園における預かり保育時間の延長について

⇒市議会３月定例会において、福祉子ども部より「大東市幼稚園条例の一部を改正する条例」を上程し、議決を受けたもの。

内容としては、平成３０年４月１日より、開園日を週２回程度から毎日とし、保育時間を６時までに延長するほか、午後４時３０分を超える保育の場合は現行の２００円から４００円に改正。

②大東市教育連絡会設置要綱の一部を改正する要綱について

⇒大東市教育連絡会において、これまで市長部局については政策推進部及び地方創生局を窓口としていたが、平成３０年４月１日より、市の総合企画及び総合調整を司る政策推進部を総合窓口とし、運営を横断的かつ柔軟かつ効果的に開催することを推進するための改正。

③平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果概要について

⇒小学校第５学年、中学校第２学年を対象に実施された平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、結果の概要等を報告。

意見・質問等

・１～２週間前からこの調査に関連した運動を体育等で取り入れること、また前年の成績と比較させることで意欲向上につながり、良い成績が出ると思われる。


④指定管理者の更新手続きについて

⇒平成３０年度におこなう生涯学習課所管施設における指定管理者の更新手続きについて、対象施設、募集方法等の手続きの概要を報告。

亀岡教育長

それでは以上をもちまして、３月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上



平成30年5月21日

亀岡教育長

太田委員